

第 87 期

定時株主総会

招集ご通知

開催日時 2025年10月11日（土曜日）
午前10時

開催場所 東京都中央区日本橋
茅場町三丁目2番10号
鉄鋼会館 8階 801号室

決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 当社株式の大量買付行為
に関する対応方針（買収
防衛策）更新の件

目次

第87期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	5
連結計算書類	23
監査報告書	25
株主総会参考書類	30
第1号議案 剰余金の処分の件	31
第2号議案 取締役9名選任の件	32
第3号議案 監査役2名選任の件	38
第4号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応方針 （買収防衛策）更新の件	42

株主の皆様へ

日頃より、内田洋行グループをご支援賜りまして、厚く御礼申し上げます。第87期定時株主総会を2025年10月11日（土）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をご案内申し上げます。

さて、中長期的な視点で見れば、これからの日本に最も大きな影響を及ぼすのは、国内の急激な少子化による社会構造の変化です。我が国の成長のためには、少子化に対応した社会と産業の構造変革が必須であり、「人」と「データ」への投資の重要性は今後ますます増大していくものと想定されます。

内田洋行グループは、これまで115年の歴史のなかで一貫して日本の「働く」と「学ぶ」を支え、数多くの特色あるユニークな事業ユニットをグループ内に構築してきました。今後は、より一層求められる人とデータの活用に向け、ICTと環境の構築に関わる多様な事業ユニットのリソース共有を推進し、多岐にわたるノウハウを結集してまいります。

第17次中期経営計画（2025年7月期～2027年7月期）では、この事業ユニット間の再編組み替えをグループ全体に幅を大きく広げ、マネジメントの変革を加速する取り組みを強化しております。

おかげさまで、初年度となる第87期では、売上高及び各利益項目のいずれも過去最高を更新することができました。引き続き事業変革に取り組み、内田洋行グループのビジョン「情報の価値化と知の協創」を推進し、社会に貢献し企業価値の向上を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒、より一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2025年9月

代表取締役社長

大久保 昇



コーポレートビジョン

情報の価値化と知の協創をデザインする

「人」と「データ」の時代

トランスフォームを担う人とデータへの投資が拡大する

働き方変革

—知的生産性向上—

学び方変革

—主体的な学び—

内田洋行は、「働く場」「学ぶ場」の革新で、社会課題の解決に貢献します。

当社は、1910年（明治43年）に創業し、2025年に創業115周年を迎えました。創業以来、一貫して、民間企業・官公庁・学校等のお客様の「働く場」「学ぶ場」の革新と創造に取り組み、その経験・知見は、今日の内田洋行グループのもつ主要リソースを構成する、ICT関連事業と環境構築関連事業というユニークな事業構造に蓄積されています。

今後の日本社会は、少子化にともなう急速な生産年齢人口の減少という重大な社会構造変化に直面し、人の生産性の飛躍的向上と、答えのない時代を担う人材育成が大きな社会課題となります。

また、デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進するAI・データ活用の拡がりや、社会に革新をもたらす可能性を秘めています。そのような中で、変革を進める人を支える「働き方と働く場」「学び方と学ぶ場」の革新はますます重要になると考えます。

内田洋行グループは、ICT構築と環境構築という当社グループが培ってきたユニークなリソースを最大限に活用し、新たな革新に挑戦します。

株主各位

証券コード 8057

2025年9月25日

東京都中央区新川二丁目4番7号

株式 内田洋行
会社

代表取締役社長 大久保 昇

第87期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第87期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.uchida.co.jp/>

上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「株主・投資家の皆様へ」「IRイベント」「株主総会」を順に選択して、ご確認ください。



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「内田洋行」、又は「コード」に当社証券コード「8057」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。



なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年10月10日（金曜日）午後5時15分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

1. 日 時	2025年10月11日（土曜日）午前10時	
2. 場 所	東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号 鉄鋼会館 8階 801号室	末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。
3. 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第87期（2024年7月21日から2025年7月20日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 第87期（2024年7月21日から2025年7月20日まで）計算書類報告の件 <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役9名選任の件 第3号議案 監査役2名選任の件 第4号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策）更新の件</p>	
4. 招集にあたっての決定事項 (議決権行使についてのご案内)	<ol style="list-style-type: none"> 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。 インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 	

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載していません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ① 事業報告の「会計監査人の状況、会社の体制及び方針」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 - ④ 監査報告書の「計算書類に係る会計監査人の監査報告」

議決権行使についてのご案内

次のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会ご出席



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を株主総会当日、会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2025年10月11日(土)
午前10時

書面



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2025年10月10日(金)
午後5時15分までに到着

インターネット等



当社指定の議決権行使サイト
(<https://www.web54.net>)
にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

詳細は次頁をご参照ください。➡

行使期限

2025年10月10日(金)
午後5時15分までに行使

インターネット等により議決権を行使される場合の注意点

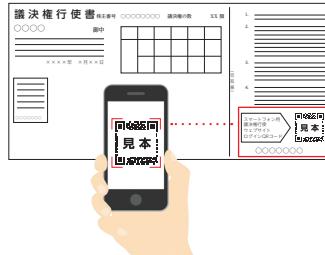
- 本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
- パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取り扱いください。
- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金は株主様のご負担となります。
- 議決権行使書の郵送とインターネット等による方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権の行使を有効とさせていただきます。
- インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

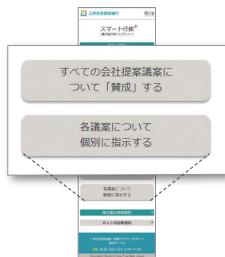
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

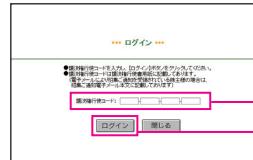
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
☎ : 0120-652-031 (受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。
ウェブサイトのメンテナンス作業のための取扱い休止期間 2025年10月6日(月) 午前0時～午前5時

1 当社グループの現況に関する事項

1 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米国の高関税政策の影響の多い製造業の収益にかげりが出たものの、非製造業は高い水準を維持しており、情報化投資や試験研究費への投資意欲も引き続き旺盛であったことから、国内景気は堅調に推移しました。

このような状況のなか、当社グループでは、国内における顧客の「人」と「データ」への投資拡大を受け、当連結会計年度の業績は、公共市場、民間市場、ともに好調に推移しました。

公共市場では、来春までに国のガイドラインに沿う情報システムの対応が求められている自治体において、当社顧客のシステム修正の対応が始まり、今期分は順調に進捗しました。また学校ではGIGAスクール構想による一人一台の大量の端末を活用するためのネットワーク増強案件が引き続き好調であり、これらにより収益が大きく伸びました。一方、主に2020年度に整備されたGIGA端末の更新は2025年度がピークとなりますが、それ以前に整備された生徒端末の更新分の売上が当期業績には含まれています。

民間市場では、今秋にWindows10のサポート終了が予定されるため、端末の更新やキッティングなどのサービスが、当第4四半期連結会計期間には大きく伸びたことに加え、クラウドベースのサブスクリプション型ソフトウェアライセンス契約も同期間に大きく増加しました。また大企業の人材投資も拡大しており、働く人の環境改善を目指すオフィスリニューアルが引き続き増大しています。

なお、将来に向けた投資活動として、グループ共通販売管理システムの導入と展開への投資を継続していることに加え、賃金のベースアップ等の社員の処遇改善、ならびに働く環境の改善のための整備を引き続き拡大しており、販売費及び一般管理費は継続して増加しています。また、政策保有株式の一部を売却しました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高3,370億5千5百万円（前連結会計年度比21.3%増）、営業利益121億7千4百万円（前連結会計年度比30.3%増）、経常利益131億2千6百万円（前連結会計年度比29.5%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は保有株式の売却を含めて98億2千5百万円（前連結会計年度比40.4%増）と大きくなりました。

以上により、売上高と各利益項目は、いずれも過去最高となりました。

決算のPOINT

- 売上高・各利益項目ともに過去最高を達成
- 公共市場、民間市場での需要に着実に対応
- 将来に向けた積極的な投資活動を継続

売上高

第86期（2024年7月期） 277,940 百万円
 ▶ 第87期（2025年7月期） 337,055 百万円
 前期比21.3%増 ▲

営業利益

第86期（2024年7月期） 9,345 百万円
 ▶ 第87期（2025年7月期） 12,174 百万円
 前期比30.3%増 ▲

経常利益

第86期（2024年7月期） 10,135 百万円
 ▶ 第87期（2025年7月期） 13,126 百万円
 前期比29.5%増 ▲

親会社株主に帰属する当期純利益

第86期（2024年7月期） 6,996 百万円
 ▶ 第87期（2025年7月期） 9,825 百万円
 前期比40.4%増 ▲

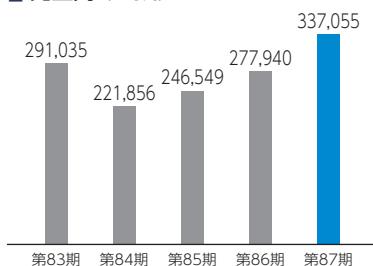
2 財産及び損益の状況

区 分	2021年度 第83期	2022年度 第84期	2023年度 第85期	2024年度 第86期	2025年度 第87期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	291,035	221,856	246,549	277,940	337,055
経常利益 (百万円)	11,018	7,843	9,161	10,135	13,126
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	6,160	4,840	6,366	6,996	9,825
1株当たり当期純利益 (円)	628.69	492.89	647.35	710.86	997.26
総資産 (百万円)	133,117	125,694	133,246	150,753	174,917
純資産 (百万円)	50,206	46,482	52,485	64,788	70,805

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第84期の期首から適用しており、第84期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を第87期の期首から適用しており、第83期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

■ 売上高 (百万円)



■ 経常利益 (百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



3 セグメント別の状況

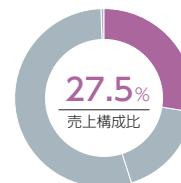
セグメント毎の業績は次のとおりであります。

公共関連事業分野

売上高 92,781 百万円
(前期比 14.6%増)

▶主要な事業内容

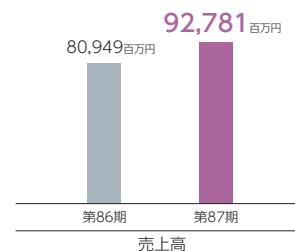
大学・小中高市場へのICTシステムの構築・機器販売、教育機器の製造・販売、教育施設への空間デザイン及び家具販売、官公庁自治体への基幹業務ならびにICTシステム構築及びオフィス関連家具の製造・販売・デザイン・施工



全国のすべての自治体において、稼働している基幹業務システムを国のガイドラインに基づく標準仕様に適合させることが、原則として2026年3月末までに求められています。2024年末に国の仕様がほぼ固まりガイドラインとして示されたことから、顧客におけるシステム移行の2024年度分の適合作業を完了させることができ、2025年度分の作業も着実に進捗しております。

教育ICT分野では、大量の端末をより活用しやすくするためのフルクラウド化と同時にセキュアな校務系のネットワークと学習系を統合する案件が拡大しており、豊富な導入実績による学校現場でのICT利活用の知見を活かした案件獲得が好調に推移しました。2025年秋から2026年3月末に需要のピークが見込まれるGIGAスクール構想による一人一台端末の更新事業のNEXT GIGAでは、第3四半期連結会計期間から先行分の更新が始まりました。また、案件が大型化している新たな教育を進めるための学校施設の統合や長寿命化のための改築案件では、経験を活かして獲得が順調に進みました。

これらの結果、売上高は927億8千1百万円（前連結会計年度比14.6%増）、営業利益は52億4千万円（前連結会計年度比73.4%増）と大幅な伸長となりました。



オフィス関連事業分野

売上高 59,419 百万円
(前期比 5.5%増)

▶主要な事業内容

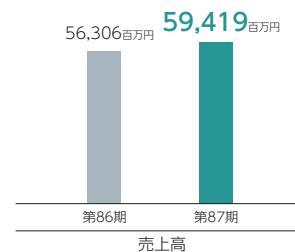
オフィス関連家具の開発・製造・販売及び空間デザイン・設計・施工、事務用機械・ホビークラフト関連製品の製造・販売及びOA機器の販売



好調な企業業績を背景に、生産性向上と採用強化のためのオフィスへの投資意欲が高く、本社から各部門へとオフィスリニューアル案件が拡大しており、首都圏を中心にオフィスを増床する動きが継続しています。また出社率の大幅な上昇に伴うハイブリッドワークスタイルに対応した新たな働く場の整備も拡がっています。

こうした需要が拡大する中で、東名阪地域での営業活動の強化と当社が持つ情報関連事業の強みを活かした連携の中から、移転やリニューアルなどのオフィス構築案件の獲得が本年も増加しました。また地方においては、都道府県や市町村の自治体庁舎にも働く場の整備が波及しており、公共関連事業分野の学校施設のノウハウも活かすことによって、自治体の大型案件の獲得にもつながりました。

これらの結果、売上高は594億1千9百万円（前連結会計年度比5.5%増）となり、営業利益は19億8千7百万円（前連結会計年度比22.6%増）となりました。



情報関連事業分野

売上高 183,661 百万円
(前期比 31.5%増)

▶主要な事業内容

企業向け基幹業務システムの設計・構築及びコンピュータソフトの開発・販売、ソフトウェアライセンス及びIT資産管理の提供・販売、情報機器・ネットワークの設計・構築・保守・販売

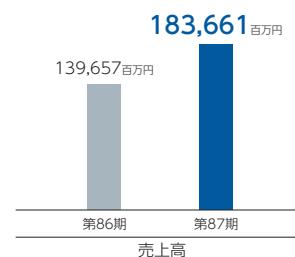


大手民間市場では、ソフトウェアライセンスビジネスやSIビジネスとの連携による顧客拡大が進んだことを背景に、2025年10月のWindows10サポート終了に伴うPCの更新やキッティング等のIT関連サービスが大きく伸長しました。

また、クラウドベースのサブスクリプション型ソフトウェアライセンス契約が引き続き好調に推移しており、当第4四半期連結会計期間では超大型案件を獲得したことから売上が大幅に伸長しました。大手企業向けのネットワークビジネスでも、オフィスリニューアルの拡大がつづくオフィス関連事業を組み合わせることで、業界でトップクラスの実績をもつ会議室運用支援サービスが順調に契約室数を伸ばしたほか、社員の位置情報やオフィスビルに関するデータを可視化してコミュニケーションを促すシステムでデータを活用したソリューションの獲得も広がり、収益が増大しました。

なお、中堅・中小市場では、当社の強みのある食品業や建設業向けのSI案件は増加しましたが、前年同期の利益率の高いインボイス制度に対応するためのシステムのプログラム改修の案件集中の反動が大きくありました。

これらの結果、売上高は1,836億6千1百万円（前連結会計年度比31.5%増）、営業利益は45億9千1百万円（前連結会計年度比4.2%増）となりました。



その他

売上高 1,192 百万円
(前期比 16.2%増)

▶主要な事業内容

教育研修事業、人材派遣事業、不動産賃貸事業、各種役員提供等



主な事業は教育研修事業と人材派遣事業であります。民間企業向けの集合研修、DX研修については堅調に推移しております。売上高は11億9千2百万円（前連結会計年度比16.2%増）、営業利益は2億9千万円（前連結会計年度比46.3%増）となりました。



4 中長期的な経営戦略とこれからの対処すべき課題

中長期の視点で見れば、これから日本社会に最も大きな影響を及ぼすのは、国内の急激な少子化による社会構造の変化です。わが国の成長のためには少子化に対応した社会と産業構造の変革が必須であり、データ活用とともに仕組みを変革していくトランスフォームに向けて、「人」と「データ」への投資がますます重要になります。

内田洋行グループは、115年の歴史において、一貫して民間市場ならびに公共市場のお客様の「働く」と「学ぶ」の発展に取り組んできたことにより、ICT関連ビジネスと環境構築関連ビジネスの両方を展開し、数多くの特色あるユニークな事業ユニットを構築してきました。当社グループの多岐にわたるビジネスのノウハウを結集して、人とデータの活用がより一層求められる日本社会に貢献することが社会的使命であり、当社グループの成長機会になるものと確信しております。しかしながら、従来の経営マネジメントの延長のままでは、この貴重なリソースが十分には活かすことが出来ない状況でありました。

将来に確実に到来する日本の少子化による重大な影響に対処するため、中長期の視点に立って改革を2015年より開始しています。

第14次中期経営計画（2016年7月期～2018年7月期）では、全社の事業を俯瞰的にとらえるため、事業の軸からICT関連と環境構築関連に、市場の軸から民間市場と公共市場にわけた4つのマトリクスで構成する事業ポートフォリオを設定してリソースの共有に着手しました。

第15次中期経営計画（2019年7月期～2021年7月期）では、リソースの共有でフレキシブルな機動性が高まり、拡大需要に対し、従来よりも幅広く着実に対応して過去最高益を達成します。この効果はコロナ禍でも効用を発揮し、GIGAスクール構想案件や大手民間企業のIT投資拡大など、急激な市場変化にも的確に機動的に対処し大きな成果を得ることができ、各分野の業績のベースラインのアップを実現しました。

第16次中期経営計画（2022年7月期～2024年7月期）では、内田洋行単体を中心に継続して組織再編を進めながら、グループ全体での再編の準備にも着手しました。連結上場子会社のウチダエスコ株式会社を完全子会社化したほか、グループ共通販売管理システム構築のための大型投資を開始しました。また新たな成長に向けてルクセンブルクのソフトウェア開発会社への100%出資を行い、海外投資にチャレンジしています。

現在の第17次中期経営計画（2025年7月期～2027年7月期）では、戦略的な重点市場に対しICTと環境構築のノウハウを結集するため、グループ全体のリソースを活用し、セグメントを超えたリソースの結集により競争力を高め、当社独自の競争優位の確立を目指します。

2025年7月期には、グループ共通販売管理システム構築への最終グループ統合に近づき、関係会社間をつなぐ人事も実施し、その対象を拡げているところです。2026年7月期には、公共市場では教育ICTビジネスおよび官公庁自治体の事業を集結させて重点市場を深耕するとともに、大手民間市場においてグループでの事業ユニット間の連携を進め、またこれから想定されるデータ活用の広がりに対応するため、システムエンジニアの再編と強化を行います。

内田洋行グループは、グループビジョン「情報の価値化と知の協創」を推進することで、日本社会に貢献してまいります。

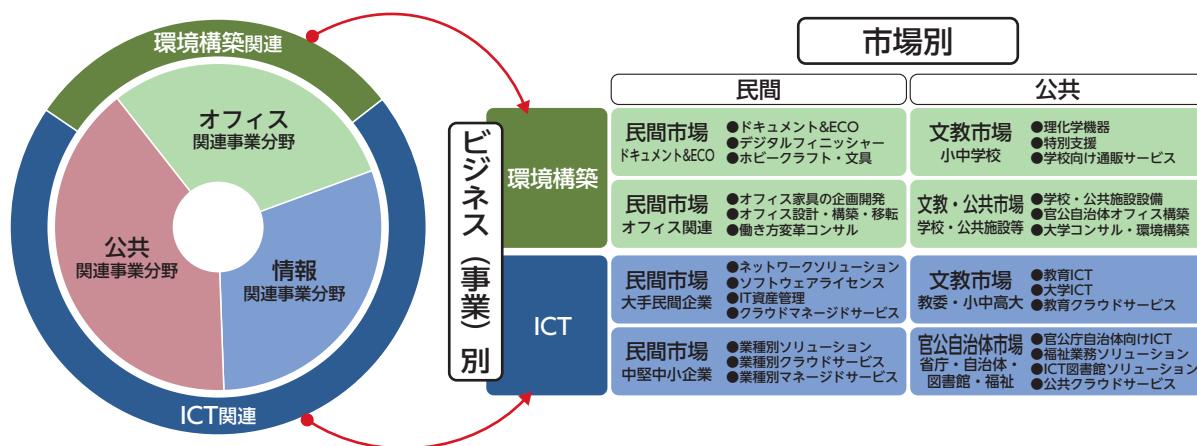
第17次中期経営計画について

(1) グループ全体で市場変化に対応できるフレキシブルな体制を構築する

当社グループは、民間・公共という共通する市場の中で、ICT関連と環境構築関連の多様な事業各々が、それぞれの特徴をもってお客様と接して蓄積されたノウハウからお客様を多角的、立体的に把握し、継続的貢献してきましたが、これからの社会構造変化によって需要は大きく変化します。同一の事業領域にあるグループの事業リソースをこれまで以上に関連づけることで、内田洋行グループ全体の市場変化への対応力が高まり、より強い事業集団に発展するものと考えます。

これまで4つのマトリクスの視点から事業ポートフォリオを設定し、新たな事業の組合せにより変革してきた取り組みを、今後はグループ全体に広げて、上記の戦略を推進し、更なる将来の市場変化に機敏に対応できる体制を構築します。

市場別・事業別マトリクスで事業構造を見る化

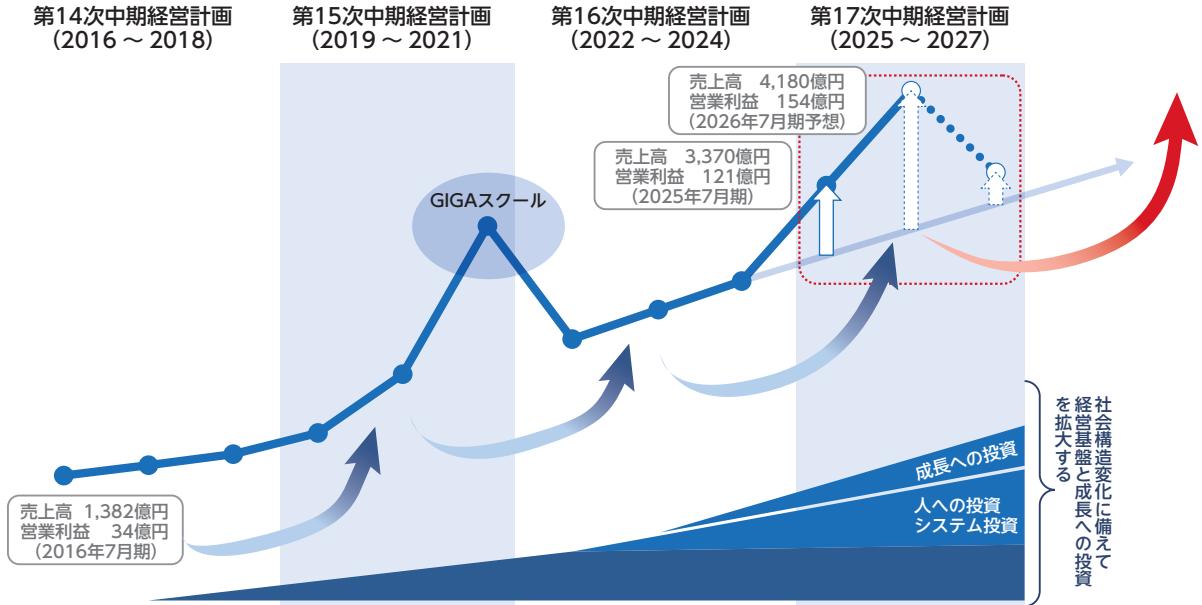


(2) 成長シナリオ

スマート社会を実現するためにはデジタルトランスフォーメーション（DX）が必須となりますが、真の意味でのDX、トランスフォーム（変革）の実現には、実行する「人」の育成と、基になる「データ」への投資の強化が重要になります。内田洋行グループはこの「人」の創造性を大事にする環境づくりと、「データ」の生成と活用する「人」のスキルとテクノロジーを高める「働く場」「学ぶ場」の革新に挑戦し、企業や官公庁・自治体、学校を中心とするお客様をご支援します。

○第17次中期経営計画においては、戦略的な重点市場に対しICTと環境構築のノウハウを融合、グループ全体のリソースを活用し、セグメントを超えたリソースの結集により競争力を高め、当社独自の競争優位づくりに挑戦する。

中期経営計画での変革の継続でベースラインのアップ



<ご参考> 政策保有株式について

1. 政策保有株式に対する基本的な考え方

当社が政策保有株式を保有するのは、取引先との安定的・長期的な取引関係の構築、業務提携、または協働ビジネス展開の円滑化及び強化等の観点から、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合としております。この保有の目的を十分に満たしていないと判断した場合には、縮減に努めます。

保有する個々の政策保有株式については、保有の意義との整合性を具体的に精査し、毎年、取締役会にて、「投資先企業の経営方針が当社事業に与える影響」「取引状況」「株価」「簿価配当率」などを総合的に評価し、保有に関する検証を行っております。

2. 政策保有株式の縮減状況について

上記方針を踏まえ、2024年7月期の政策保有株式の対連結純資産比率が株価上昇により22.9%の水準に達したことに対して取締役会で議論を行い、政策保有株式の一部を売却しました。結果、2025年7月期末における政策保有株式の対連結純資産比率は、19.5%となりました。

なお、当売却による2025年7月期の親会社株主に帰属する当期純利益への影響は約9億円でありませ

ず。今後も経済合理性や保有意義などについて検証を行った上で、政策保有株式の保有について総合的に判断してまいります。

		第86期末	第87期末	増減
銘柄数	(銘柄)	72	72	—
貸借対照表計上額	(百万円)	14,855	13,794	△1,061
期末連結純資産	(百万円)	64,788	70,805	6,016
期末連結純資産比率	(%)	22.9%	19.5%	△3.4%

(注) 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を第87期の期首より適用しており、第86期末に係る各数値については、当該会計基準等を遡及適用した後の数値となっております。

5 重要な子会社の状況 (2025年7月20日現在)

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
ウチダエスコ株式会社	百万円 334	100.0%	情報機器ならびにネットワークの構築・保守及び販売
ウチダスペクトラム株式会社	百万円 100	96.9%	ソフトウェアライセンス及びIT資産管理サービスの提供・販売、IT基盤の設計・構築
株式会社ウチダテクノ	百万円 38	100.0%	内装工事に関する設計・施工、印刷用機械・器具の販売・保守、理化学サプライ品の販売
株式会社内田洋行ITソリューションズ	百万円 460	100.0% (10.3%)	情報処理システムの構築及びコンサルティング、ソフトウェアの開発・販売、情報処理機器の販売・保守
株式会社ウチダシステムズ	百万円 100	100.0%	オフィス空間のデザイン・設計、オフィス家具の販売、ICTシステムの構築、学校市場への教育機器等の販売、福祉関連施設への家具等の販売
株式会社ウチダビジネスソリューションズ	百万円 25	52.0%	オフィス空間のデザイン・設計、オフィス家具の販売、ICTシステムの構築、学校市場への教育機器等の販売、福祉関連施設への家具等の販売
株式会社ウチダ人材開発センタ	百万円 200	100.0%	ヒューマンスキル教育、IT技術者教育、人材派遣事業
パワープレイス株式会社	百万円 50	100.0%	オフィス空間・ICT環境のデザイン・設計
株式会社ハンドレッドシステム	百万円 60	100.0% (100.0%)	ソフトウェアの開発・販売
内田洋行グローバル株式会社	百万円 50	100.0%	オフィス機器・印刷用機械・ホビークラフト用品・教育用機器・情報処理機器の販売・輸出入
内田洋行グローバルリミテッド (香港)	百万円 130	100.0%	オフィス機器・印刷用機械・ホビークラフト用品・教育用機器・情報処理機器の販売・輸出入
ウチダ・オブ・アメリカCorp. (アメリカ)	百万USドル 0.3	100.0%	ホビークラフト用品その他機器の企画販売
株式会社内田洋行ビジネスエキスパート	百万円 16	100.0%	人事・総務・経理などに関する事務の受託、営業支援業務、ITサービス業務
株式会社サンテック	百万円 32	100.0%	オフィス家具・教育機器の開発・設計・製造
ウチダエムケーSDN.BHD. (マレーシア)	百万マレーシアリンギット 10	100.0% (100.0%)	オフィス家具の製造
株式会社太陽技研	百万円 90	100.0% (100.0%)	事務用機器・印刷用機械等の製造
株式会社マービー	百万円 90	100.0% (18.3%)	ホビークラフト用品及び設計製図用品の製造・販売

(注) 議決権比率の () 内の数字は間接所有割合 (内数) であります。

6 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、7億4千4百万円であります。

7 資金調達の状況

記載すべき事項はありません。

8 主要な営業所及び工場 (2025年7月20日現在)

当社本社・支店	本 社 東京都中央区新川二丁目4番7号 支 店 大阪支店 (大阪市中央区)、北海道支店 (札幌市中央区)、九州支店 (福岡市中央区)
営業拠点	当 社 新川第2オフィス (東京都中央区)、東陽町オフィス (東京都江東区) 仙台、横浜、名古屋、京都、神戸、広島 子会社 ウチダエスコ(株) (東京都江東区) (株)ウチダシステムズ (東京都中央区) (株)ウチダ人材開発センタ (東京都墨田区) (株)内田洋行ITソリューションズ (東京都江東区) (株)内田洋行ビジネスエキスパート (東京都江東区) 内田洋行グローバル(株) (東京都中央区) パワープレイス(株) (東京都中央区) (株)ハンドレッドシステム (東京都江東区) ウチダスペクトラム(株) (東京都中央区) (株)ウチダテクノ (東京都中央区) (株)ウチダビジネスソリューションズ (滋賀県大津市) ウチダ・オブ・アメリカCorp. (アメリカ) 内田洋行グローバルリミテッド (香港)
生産拠点	(株)サンテック (栃木県鹿沼市) (株)太陽技研 (群馬県みどり市) (株)マービー (山形県米沢市、千葉県館山市) ウチダエムケーSDN.BHD. (マレーシア)
物流拠点	柏物流センター (千葉県柏市)、江戸崎物流センター (茨城県稲敷市)、 大阪物流センター (大阪府大東市)、犬山物流センター (愛知県犬山市)、 吉見物流センター (埼玉県比企郡)、釜山新港物流センター (大韓民国)

9 従業員の状況 (2025年7月20日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比
公共関連事業	1,106名	16名増
オフィス関連事業	1,006名	7名減
情報関連事業	978名	16名増
その他	137名	1名増
全社(共通)	45名	2名減
合計	3,272名	24名増

(注) 従業員数には臨時従業員(期中平均雇用人員908名)は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比	平均年齢	平均勤続年数
1,113名	16名減	40歳 7ヶ月	16年 5ヶ月

(注) 従業員数には臨時従業員(期中平均雇用人員259名)は含んでおりません。

10 主要な借入先 (2025年7月20日現在)

借入先	借入額
三井住友信託銀行株式会社	680百万円
株式会社りそな銀行	410百万円
株式会社三井住友銀行	320百万円
株式会社三菱UFJ銀行	260百万円
株式会社みずほ銀行	180百万円

11 その他当社グループの現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2025年7月20日現在)

- 1 発行可能株式総数 36,000,000株
- 2 発行済株式の総数 10,419,371株 (自己株式560,046株を含む)
- 3 株主数 3,549名
- 4 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,125,100株	11.41%
東京海上日動火災保険株式会社	436,185株	4.42%
三井住友信託銀行株式会社	414,300株	4.20%
内田洋行グループ従業員持株会	335,130株	3.40%
第一生命保険株式会社	315,400株	3.20%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	310,700株	3.15%
株式会社りそな銀行	277,200株	2.81%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	274,800株	2.79%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	208,759株	2.12%
陽光持株会	196,460株	1.99%

(注) 当社は、自己株式560,046株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

5 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	当社普通株式 8,849株	6名

<ご参考>

所有者別持株比率の状況

金融機関・証券会社 39.7%	その他国内法人 13.6%	外国法人等 22.2%	個人・その他 19.1%	自己株式 5.4%

3 会社役員に関する事項

1 取締役及び監査役の氏名等 (2025年7月20日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大久保 昇	
取締役専務執行役員	宮 村 豊 嗣	公共ICT統括
取締役専務執行役員	白 方 昭 夫	ICTエンジニア統括 兼 システムズエンジニアリング事業部長
取締役常務執行役員	林 敏 寿	財務グループ統括
取締役常務執行役員	小 柳 諭 司	営業支援グループ統括
取締役主席執行役員	佐 藤 将一郎	経営・人事・総務グループ統括 兼 経営企画部長
社外取締役	竹 股 邦 治	株式会社MobiSavi取締役
社外取締役	今 庄 啓 二	JOHNAN株式会社社外取締役 大阪油化工業株式会社社外取締役 株式会社エンビプロ・ホールディングス社外取締役
社外取締役	田 中 雅 子	豊和工業株式会社社外取締役 (監査等委員) 双葉電子工業株式会社社外取締役
監査役 (常勤)	高 井 尚一郎	
社外監査役 (常勤)	村 上 佳 生	
社外監査役 (常勤)	野 澤 幸 博	
社外監査役	山 田 章 雄	山田章雄公認会計士事務所 公認会計士 株式会社NITTAN社外監査役 公益財団法人ファイザーヘルスリサーチ振興財団監事 楽天インシュアランスホールディングス株式会社社外監査役 株式会社熊谷組社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 村上佳生及び野澤幸博の両氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
2. 山田章雄氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、竹股邦治、今庄啓二、田中雅子、村上佳生、野澤幸博及び山田章雄氏の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
4. 取締役竹股邦治氏は、2025年3月22日付でイーレックス株式会社相談役を退任いたしました。
5. 取締役竹股邦治氏は、2025年1月23日付で株式会社MobiSaviの取締役に就任いたしました。
6. 監査役山田章雄氏は、2025年6月27日付で株式会社熊谷組の社外監査役から社外取締役 (監査等委員) に就任いたしました。
7. 2025年7月21日付で、以下の取締役の担当が変更となりました。
- ・取締役専務執行役員の白方昭夫氏は、ICTエンジニア統括兼システムズエンジニアリング事業部長から、ICTエンジニア統括となりました。

8. 当社は、執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く2025年7月21日現在の執行役員は次のとおりであります。

主席執行役員	高 崎 恵 二	広域施設事業部長 兼 オフィスマーケティング事業部長
上席執行役員	三 好 昌 己	
上席執行役員	土 屋 正 弘	情報ソリューション事業部長
上席執行役員	高 橋 善 浩	オフィスエンタープライズ事業部長
上席執行役員	岩 瀬 英 人	教育機器事業部長 兼 内田洋行グローバル㈱代表取締役社長 兼 ウチダ・オブ・アメリカCorp.代表取締役社長 兼 内田洋行グローバルリミテッド代表取締役総経理
上席執行役員	木 内 麻 文	公共ICT副統括 兼 ガバメント推進事業部長 兼 自治体ソリューション事業部長
上席執行役員	村 田 義 篤	エンタープライズエンジニアリング事業部長 兼 ウチダスペクトラム㈱取締役副社長
執行役員	吉 永 裕 司	ICTエンジニア副統括 兼 ㈱ウチダ人材開発センタ代表取締役社長
執行役員	坂 口 秀 雄	九州地域事業部長
執行役員	名 畑 成 就	ドキュメント&ECOソリューション事業部長
執行役員	伊 藤 博 康	教育総合研究所長 兼 ICT&プロダクツデベロップメント事業部副事業部長
執行役員	中 村 武 史	生産統括 兼 ㈱サンテック代表取締役社長 兼 ㈱太陽技研代表取締役社長
執行役員	町 田 潔	Open Assessment Technologies S.A Co-CEO 兼 スマートインサイト事業部長
執行役員	木 村 眞 二	ICT&プロダクツデベロップメント事業部長
執行役員	山 口 裕 志	教育ICT事業部長
執行役員	齋 藤 忠 史	システムズエンジニアリング事業部長 兼 ㈱ハンドレッドシステム代表取締役社長
執行役員	内 藤 賢	財務グループ副統括 兼 グループ経営推進部長 兼 経理部長
執行役員	小 林 由 昭	高等教育事業部長 兼 東日本営業部長 兼 西日本営業部長
グループ執行役員	新 家 俊 英	㈱内田洋行ITソリューションズ代表取締役会長
グループ執行役員	實 本 雅 一	ウチダスペクトラム㈱代表取締役社長
グループ執行役員	岩 田 正 晴	㈱ウチダシステムズ代表取締役社長
グループ執行役員	不 室 克 巳	ウチダエスコ㈱代表取締役社長

2 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度としております。

3 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は当社の取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不法行為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。ただし、一定の免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象とはしないこととしているほか、被保険者による違法な利益供与又は犯罪行為等に起因する賠償責任については当該保険契約によっても填補の対象としないこととしております。

4 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る役員の報酬等の総額等

区分	人数	総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬 (固定報酬)	業績連動報酬等 (賞与)	非金銭報酬等 (株式報酬)
取締役 (うち社外取締役)	9名 (3名)	350百万円 (24百万円)	194百万円 (24百万円)	72百万円 —	83百万円 —
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	66百万円 (46百万円)	66百万円 (46百万円)	— —	— —

- (注) 1. 取締役の金額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 上記業績連動報酬等の額の算定に用いた業績指標（連結経常利益額）に関する実績は131億26百万円です。
 3. 期末日現在の取締役は9名（うち社外取締役3名）、監査役は4名（うち社外監査役3名）であります。
 4. 上記業績連動報酬等の額は、取締役6名に対し当事業年度に係る役員賞与として未払費用に計上した額等であります。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額は、2006年10月14日開催の第68期定時株主総会において年額5億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名であります。また、当該報酬額とは別枠で、2021年10月16日開催の第83期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等（株式報酬）として支給する金銭報酬債権の総額を、年額1億5,000万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役3名）であります。

監査役の報酬額は、2015年10月10日開催の第77期定時株主総会において年額9,000万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

イ) 基本方針

当社の取締役の報酬は、独立役員で過半数を構成する報酬委員会により、水準では役位・役割に応じた同規模同業他社水準等を参考にし、その他報酬体系や評価の方針を含め検討し、取締役会に答申し決定しております。

取締役の報酬は、原則として基本報酬（固定報酬）、業績に連動する報酬（賞与）、非金銭報酬（株式報酬）で構成しております。ただし、社外取締役については、その役割から固定報酬である基本報酬のみとして、賞与及び株式報酬の支給はありません。

ロ) 基本報酬の個人別の報酬等の決定に関する方針

基本報酬については、基本方針に則り、役位その他、個人の業績評価等を反映し、その額を決定しております。

ハ) 業績連動報酬の個人別の報酬等の決定に関する方針

業績連動報酬は、基本報酬との合計額が取締役（社外取締役を含む）に対する報酬限度額である年額5億円以内となる範囲で、事業全体の経営成績を測る指標として事業年度ごとの連結経常利益額を用いて算出した額に、役位、定性的な情報及び個人の業績評価等を反映し、当該事業年度の報酬等として決定しております。

二) 非金銭報酬の個人別の報酬等の決定に関する方針

非金銭報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」という。）を割り当てております。

譲渡制限付株式報酬額の割当ては、役位別に設定した水準に基づき、前事業年度までの業績の推移ならびに過年度の業績連動報酬の支給実績割合等も参照しつつ、当事業年度の業績及び個人の業績評価ならびにその他定性的な情報等を反映し、当該事業年度の報酬等として決定しております。

ホ) 個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額は、取締役会決議に基づき代表取締役大久保昇に委任し、上記の水準、報酬体系、評価の方針などに則り決定しております。委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ、各取締役の実績等について適正な評価を行うには、代表取締役が最も適していると判断したためです。なお、個人別の報酬額は、報酬委員会によりその内容を確認し決定方針に沿うものであることを取締役会に答申しており、取締役会もその答申を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針

監査役に関する方針は、監査役との協議により決定しております。監査役は、高い独立性の確保の観点から、業績との連動は行わず、固定報酬（基本報酬）のみとしており、株主総会で決議された報酬枠の範囲内において、監査役との協議により個別の報酬額を決定しております。

5 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当該兼職先との関係

社外役員の兼職の状況については、前記1「取締役及び監査役の状況」をご確認ください。なお、各兼職先と当社との間に特別の利害関係はありません。

② 社外取締役の主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役竹股邦治氏は、当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席し、必要な発言を行うとともに、他業界における経営管理経験から実践的な視点での確かな助言・提言を行い、併せて業務執行に対する監督を行っております。

取締役今庄啓二氏は、当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席し、必要な発言を行うとともに、他業界における経営管理経験から実践的な視点での確かな助言・提言を行い、併せて業務執行に対する監督を行っております。

取締役田中雅子氏は、当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席し、必要な発言を行うとともに、他業界における経営管理経験から実践的な視点での確かな助言・提言を行い、併せて業務執行に対する監督を行っております。

③ 社外監査役の当事業年度における主な活動状況

監査役村上佳生氏は、当事業年度開催の取締役会15回の全てに、また、監査役会8回の全てに出席し、必要に応じ、その経歴を通じて培われた企業実務の知識や経験に基づき発言を行っております。

監査役野澤幸博氏は、当事業年度開催の取締役会15回の全てに、また、監査役会8回の全てに出席し、必要に応じ、その経歴を通じて培われた企業実務の知識や経験に基づき発言を行っております。

監査役山田章雄氏は、当事業年度開催の取締役会15回のうち14回に、また、監査役会8回の全てに出席し、必要に応じ、その経歴を通じて培われた企業実務の知識や経験に基づき発言を行っております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年7月20日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	131,642
現金及び預金	25,872
受取手形、売掛金及び契約資産	69,634
有価証券	1,500
商品及び製品	14,326
仕掛品	15,588
原材料及び貯蔵品	614
短期貸付金	310
その他	3,854
貸倒引当金	△58
固定資産	43,274
有形固定資産	10,627
建物及び構築物	3,037
機械装置及び運搬具	276
工具、器具及び備品	823
リース資産	108
土地	6,381
無形固定資産	3,224
ソフトウェア	3,190
その他	33
投資その他の資産	29,423
投資有価証券	19,479
長期貸付金	197
退職給付に係る資産	6,954
繰延税金資産	1,359
その他	1,557
貸倒引当金	△125
資産合計	174,917

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	92,319
支払手形及び買掛金	50,775
電子記録債務	8,213
短期借入金	1,970
未払費用	5,579
未払金	4,661
未払法人税等	3,242
未払消費税等	579
契約負債	12,096
製品保証引当金	306
賞与引当金	3,116
工事損失引当金	52
その他	1,725
固定負債	11,793
繰延税金負債	2,821
退職給付に係る負債	6,012
資産除去債務	238
その他	2,719
負債合計	104,112
(純資産の部)	
株主資本	60,860
資本金	5,000
資本剰余金	80
利益剰余金	57,146
自己株式	△1,366
その他の包括利益累計額	9,687
その他有価証券評価差額金	7,702
為替換算調整勘定	486
退職給付に係る調整累計額	1,498
非支配株主持分	257
純資産合計	70,805
負債純資産合計	174,917

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書 (2024年7月21日から2025年7月20日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		337,055
売上原価		284,668
売上総利益		52,387
販売費及び一般管理費		40,213
営業利益		12,174
営業外収益		
受取利息	108	
受取配当金	563	
持分法による投資利益	104	
不動産賃貸料	27	
その他	314	1,118
営業外費用		
支払利息	80	
不動産賃貸費用	14	
固定資産除却損	12	
貸倒損失	25	
その他	32	166
経常利益		13,126
特別利益		
投資有価証券売却益	1,353	1,353
税金等調整前当期純利益		14,479
法人税、住民税及び事業税	4,366	
法人税等調整額	245	4,612
当期純利益		9,867
非支配株主に帰属する当期純利益		42
親会社株主に帰属する当期純利益		9,825

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年9月8日

株式会社 内田洋行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 成島 徹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀧浦 晶平

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社内田洋行の2024年7月21日から2025年7月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社内田洋行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年7月21日から2025年7月20日までの第87期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、当該子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年9月8日

株式会社内田洋行 監査役会

常勤監査役 高井尚一郎 ㊟

常勤監査役
(社外監査役) 村上佳生 ㊟

常勤監査役
(社外監査役) 野澤幸博 ㊟

監査役
(社外監査役) 山田章雄 ㊟

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, spanning the width of the page.

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役9名選任の件

第3号議案 監査役2名選任の件

第4号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応方針
(買収防衛策) 更新の件

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、長期的かつ総合的な株主価値の向上を図るため、健全なる持続的成長を目指します。株主様への還元につきましては、安定的な配当の維持を前提に「財務基盤の充実」と「中長期的な会社の経営戦略の実現に向けた投資」とのバランスをとりながら、将来に向けて一層の拡大と充実を目指すことを基本方針としております。

この基本方針を踏まえつつ、当期の年間配当金につきましては、当初1株当たり220円を予定しておりましたが、業績が当初見通しから大幅に伸長したほか、有価証券の売却益の計上もあり親会社株主に帰属する当期純利益が大きく増加したことから80円増配し、1株当たり300円とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金300円

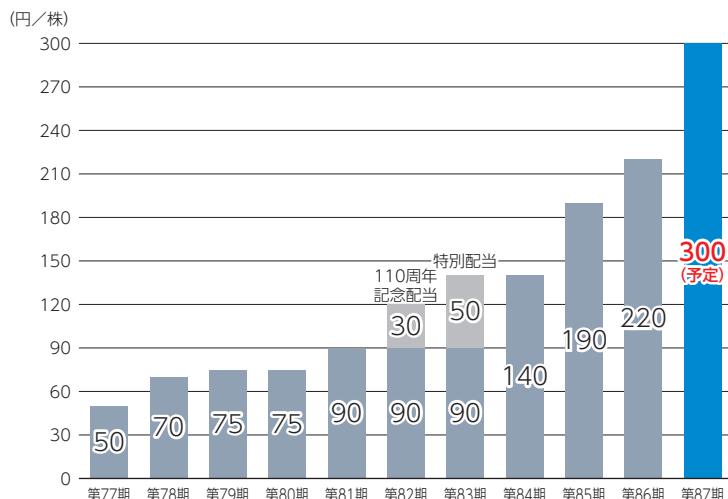
(うち普通配当300円)

総額2,957,797,500円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年10月15日

■ 1株当たり配当金の推移 (円)



(注) 2017年1月21日を効力発生日として普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しており、第78期以前は株式併合の影響を避けた金額を記載しております。

取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、現任取締役全員（9名）が任期満了となりますので、取締役9名の選任を願いたく、次のとおり候補者を推薦いたします。

候補者 番号	氏名	当社における現在の地位及び担当	再任	性別	当期における 取締役会出席回数
1	おおくぼ 大久保 昇	代表取締役社長	再任	男性	15回中15回 (100%)
2	みやむらとよ 宮村豊 嗣	取締役専務執行役員公共ICT統括	再任	男性	15回中15回 (100%)
3	しらかたあき 白方昭 夫	取締役専務執行役員ICTエンジニア統括	再任	男性	15回中15回 (100%)
4	こやなぎ 小柳 諭 司	取締役常務執行役員営業支援グループ統括	再任	男性	15回中15回 (100%)
5	さとう 佐藤 将一郎	取締役主席執行役員経営・人事・総務グループ 統括 兼 経営企画部長	再任	男性	15回中15回 (100%)
6	たかさき 高崎 恵 二	主席執行役員広域施設事業部長 兼 オフィス マーケティング事業部長	新任	男性	—
7	たけまた 竹股 邦 治	社外取締役	再任 社外	男性 独立役員	15回中15回 (100%)
8	いまじょう 今庄 啓 二	社外取締役	再任 社外	男性 独立役員	15回中15回 (100%)
9	たなか 田中 雅 子	社外取締役	再任 社外	女性 独立役員	15回中15回 (100%)

候補者番号

1

おおくぼ のぼる
大久保 昇

(1954年7月1日生)



再任

男性

所有する当社株式の数

48,635株

当期における取締役会出席回数

15回中15回 (100%)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 3月 当社入社
2003年10月 当社取締役教育システム事業部長
2005年 7月 当社常務取締役マーケティング本部副本部長 兼 教育システム事業部長
2008年 7月 当社取締役専務執行役員マーケティング本部長 兼
営業本部教育システム事業部長 兼 内田洋行教育総合研究所長
2010年 7月 当社取締役専務執行役員公共事業本部長
2013年 7月 当社取締役専務執行役員営業統括本部長
2014年 7月 当社代表取締役社長 (現任)

取締役候補者とした理由

大久保昇氏は、当社の代表取締役社長として業績の回復と向上に実績を上げるとともに、当社グループ経営に掲げる目標の達成に向け、強いリーダーシップを発揮し、その職責を果たしております。このように同氏は、会社業務全般に精通しており、経営上求められる行動力、判断力、識見などから適任であると考えております。

候補者番号

2

みやむら とよつぐ
宮村 豊嗣

(1957年8月27日生)



再任

男性

所有する当社株式の数

20,282株

当期における取締役会出席回数

15回中15回 (100%)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月 当社入社
2011年 7月 当社執行役員公共本部教育ICT・環境ソリューション事業部ICT東日本営業部長
2013年 7月 当社執行役員営業統括本部公共本部教育ICT事業部長
2015年 7月 当社上席執行役員営業本部教育ICT事業部長
2018年10月 当社取締役上席執行役員教育ICT事業部長
2019年 7月 当社取締役常務執行役員教育ICT事業部長
2021年 7月 当社取締役専務執行役員公共ICT統括 兼 教育ICT事業部長
2024年 7月 当社取締役専務執行役員公共ICT統括 (現任)

取締役候補者とした理由

宮村豊嗣氏は、主としてICT分野の営業に従事し、現在は公共ICT統括として、自治体や学校のICT案件を中心に多大な業績を上げるなど、その職責を果たしております。このように同氏は、ICT分野の営業を中心に会社業務全般に精通しており、経営上求められる行動力、判断力、識見などから適任であると考えております。

候補者番号

3

しらかた あきお
白方 昭夫

(1957年9月29日生)



再任

男性

所有する当社株式の数

11,994株

当期における取締役会出席回数

15回中15回 (100%)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1981年 4月 当社入社
2016年 7月 当社執行役員営業本部メジャーアカウント&パブリックシステムサポート事業部長
2018年 7月 当社上席執行役員システムズエンジニアリング事業部長
2021年 7月 当社上席執行役員ICTエンジニア統括 兼 システムズエンジニアリング事業部長
2021年10月 当社取締役常務執行役員ICTエンジニア統括 兼 システムズエンジニアリング事業部長
2023年10月 当社取締役専務執行役員ICTエンジニア統括 兼 システムズエンジニアリング事業部長
2025年 7月 当社取締役専務執行役員ICTエンジニア統括 (現任)

取締役候補者とした理由

白方昭夫氏は、主として民間・公共のSE業務に従事し、現在はICTエンジニア統括として、エンジニアの育成とSE業務の円滑な運営に向け、その職責を果たしております。このように同氏は、システム全般を中心に会社業務全般に精通しており、経営上求められる行動力、判断力、識見などから適任であると考えております。

候補者番号

4

こやなぎ さとし
小柳 諭司

(1960年4月27日生)



再任

男性

所有する当社株式の数

12,287株

当期における取締役会出席回数

15回中15回 (100%)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1983年 4月 当社入社
2015年 7月 当社執行役員営業本部営業グループ副統括 兼 経営管理本部経営企画部長
2017年10月 当社上席執行役員営業本部営業グループ副統括 兼 経営企画統括部長
2018年10月 当社取締役上席執行役員営業グループ統括 兼 経営企画統括部長
2020年 7月 当社取締役上席執行役員営業支援グループ統括
2024年10月 当社取締役常務執行役員営業支援グループ統括 (現任)

取締役候補者とした理由

小柳諭司氏は、主として製品設計や事業企画等の業務に従事し、現在は営業支援グループ統括として、当社グループの事業の効率化等に向け、その職責を果たしております。このように同氏は、企画面を中心に会社業務全般に精通しており、経営上求められる行動力、判断力、識見などから適任であると考えております。

候補者番号

5

さとう しょういちろう
佐藤 将一郎 (1971年7月22日生)

再任

男性

所有する当社株式の数

5,330株

当期における取締役会出席回数

15回中15回 (100%)



■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1997年 4月 当社入社
2020年 7月 当社執行役員経営企画統括部長 兼 経営企画部長 兼 広報部長
2021年 7月 当社執行役員経営・人事・総務グループ統括
2023年 7月 当社上席執行役員経営・人事・総務グループ統括 兼 経営企画部長 兼 広報部長
2023年10月 当社取締役上席執行役員経営・人事・総務グループ統括 兼 経営企画部長
2024年10月 当社取締役上席執行役員経営・人事・総務グループ統括 兼 経営企画部長 (現任)

取締役候補者とした理由

佐藤将一郎氏は、主として経営企画や全社広報に従事し、現在は経営・人事・総務グループ統括として、経営戦略及び人材育成ならびに全社資産の活用に関与を果たしております。このように同氏は会社業務全般に精通しており、経営上求められる行動力、判断力、識見などから適任であると考えております。

候補者番号

6

たかさき けいじ
高崎 恵二 (1962年1月7日生)

新任

男性

所有する当社株式の数

1,479株

当期における取締役会出席回数

—



■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4月 当社入社
2004年 7月 当社オフィス事業部営業推進部長
2012年 7月 当社執行役員オフィスエンジニアリング事業部副事業部長 兼 西日本営業部長
2014年 7月 当社執行役員オフィスマーケティング事業部長
2021年 7月 当社執行役員地域施設副統括 兼 オフィスマーケティング事業部長 兼 広域施設事業部副事業部長
2023年 7月 当社上席執行役員地域施設副統括 兼 広域施設事業部長 兼 オフィスマーケティング事業部長
2024年10月 当社上席執行役員広域施設事業部長 兼 オフィスマーケティング事業部長 (現任)

取締役候補者とした理由

高崎恵二氏は、主としてオフィス分野の営業に従事し、現在は広域施設事業部長兼オフィスマーケティング事業部長として、文教施設とオフィス案件を中心に多大な業績を上げるなど、その職責を果たしております。このように同氏は、環境構築のビジネスを中心に会社業務全般に精通しており、経営上求められる行動力、判断力、識見などから適任であると考えております。

候補者番号

7

たけまた くに はる
竹股 邦治

(1954年9月29日生)



再任

男性

所有する当社株式の数

当期における取締役会出席回数

社外

独立役員

1,200株

15回中15回 (100%)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年 4月 電源開発株式会社入社
2006年 6月 同社執行役員事業企画部長
2007年 6月 同社常務執行役員経営企画部長
2009年 6月 同社取締役
2012年 6月 同社取締役常務執行役員
2016年10月 当社社外取締役 (現任)
2017年 6月 イーレックス株式会社社外取締役
2018年 6月 同社常務取締役
2021年 6月 同社相談役
2025年 1月 株式会社MobiSavi取締役 (現任)

(重要な兼職の状況)

株式会社MobiSavi取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

竹股邦治氏は、電源開発株式会社の取締役常務執行役員等を歴任し、その後、イーレックス株式会社の常務取締役を務めるなど、社外取締役として当社の経営に対する監督と助言をいただくうえで、経営上求められる判断力、識見を有し、適任であると考えております。同氏には、他業界における経営管理経験を生かし、実践的な視点での的確な提言をいただくこと、また業務執行に対する監督の役割を果たしていただくことを期待しております。

独立性に関する事項

当社は、竹股邦治氏を東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員として同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員に指定する予定であります。

候補者番号

8

いまじょう けいじ
今庄 啓二

(1961年8月5日生)



再任

男性

所有する当社株式の数

当期における取締役会出席回数

社外

独立役員

1,100株

15回中15回 (100%)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4月 鐘淵化学工業株式会社 (現株式会社カネカ) 入社
2001年 1月 フューチャーベンチャーキャピタル株式会社 (現ミラード株式会社) 入社
2011年 6月 同社代表取締役社長
2016年 1月 同社代表取締役会長
2016年 6月 同社取締役会長
2017年 7月 JOHNNAN株式会社社外取締役 (現任)
2018年12月 大阪油化工業株式会社社外取締役 (現任)
2019年10月 当社社外取締役 (現任)
2023年 9月 株式会社エンビプロ・ホールディングス社外取締役 (現任)

(重要な兼職の状況)

JOHNNAN株式会社社外取締役
大阪油化工業株式会社社外取締役
株式会社エンビプロ・ホールディングス社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

今庄啓二氏は、鐘淵化学工業株式会社 (現株式会社カネカ) で新製品開発等に従事し、その後、フューチャーベンチャーキャピタル株式会社 (現ミラード株式会社) で代表取締役社長等を歴任されるなど、社外取締役として当社の経営に対する監督と助言をいただくうえで、経営上求められる判断力、識見を有し、適任であると考えております。同氏には、他業界における経営管理経験を生かし、実践的な視点での的確な提言をいただくこと、また業務執行に対する監督の役割を果たしていただくことを期待しております。

独立性に関する事項

当社は、今庄啓二氏を東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員として同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員に指定する予定であります。

候補者番号

9

た な か ま さ こ
田中 雅子

(1958年12月4日生)



再任

女性

社外

独立役員

所有する当社株式の数

200株

当期における取締役会出席回数

15回中15回 (100%)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1981年 4月 古河電気工業株式会社入社
- 2004年 1月 同社秘書室長
- 2008年 6月 同社CSR推進本部管理部長
- 2014年 4月 同社総務・CSR本部法務部長
- 2015年 4月 同社執行役員総務・CSR本部法務部長
(働き方改革プロジェクトチーム長)
- 2017年10月 同社執行役員戦略本部副本部長 兼 人事部長
- 2021年 4月 同社執行役員ビジネス基盤変革本部副本部長 CHRO
- 2021年 6月 豊和工業株式会社社外取締役 (監査等委員) (現任)
- 2022年 6月 双葉電子工業株式会社社外取締役 (現任)
- 2023年10月 当社社外取締役 (現任)

(重要な兼職の状況)

豊和工業株式会社社外取締役 (監査等委員)
双葉電子工業株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

田中雅子氏は、古河電気工業株式会社の最高人事責任者 (CHRO) として経営管理に従事され、人事、コンプライアンスなど豊富な見識を有しております。社外取締役として当社の経営に助言をいただくうえで、経営上求められる判断力、見識を有し、適任であると考えております。同氏には、他業界における経営管理経験を生かし、実践的な視点での確かな助言をいただくこと、また業務執行に対する監督の役割を果たしていただくことを期待しております。

独立性に関する事項

当社は、田中雅子氏を東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員として同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員に指定する予定であります。

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 竹股邦治、今庄啓二及び田中雅子の各氏は社外取締役候補者であります。

3. 竹股邦治氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって9年、今庄啓二氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって6年、田中雅子氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。

4. 当社は、竹股邦治、今庄啓二、田中雅子の各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該限定契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度としており、各氏の選任が承認された場合、各氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、当社取締役を含む被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為 (不法行為を含みます。) に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。各候補者の選任が承認された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役山田章雄氏が任期満了となり、また、本総会終結の時をもって、監査役高井尚一郎氏は辞任されます。つきましては、監査役2名の選任を願いたく、次のとおり候補者を推薦いたします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	1			はやし としじ 林 敏寿	(1959年6月5日生)	
新任	男性	所有する当社株式の数	当期における取締役会出席回数	当期における監査役会出席回数		
		16,264株	15回中15回 (100%)	—		

■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1983年 4月 当社入社
 2013年 7月 当社執行役員経営企画部長
 2015年 7月 当社執行役員経営管理本部副本部長 兼 グループ経営推進部長
 2016年10月 当社取締役執行役員経営管理本部副本部長 兼 グループ経営推進部長
 2018年10月 当社取締役上席執行役員経営管理グループ副統括 兼 グループ経営推進部長
 2021年10月 当社取締役常務執行役員財務グループ統括 兼 グループ経営推進部長
 2023年 7月 当社取締役常務執行役員財務グループ統括 (現任)

監査役候補者とした理由

林敏寿氏は、主として経理・財務業務に従事し、現在は財務グループ統括として、財務ならびにグループ経営管理の推進に向け、その職責を果たしております。このように同氏は、財務面を中心に会社業務全般に精通しており、その見識を当社の監査体制に生かしていただくうえで、適任であると考えております。

候補者番号

2

やま だ あき お
山田 章雄

(1955年2月24日生)



再任

男性

所有する当社株式の数

当期における取締役会出席回数

当期における監査役会出席回数

社外

独立役員

500株

15回中14回 (93%)

8回中8回 (100%)

■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1978年11月	ピーターマックミッチェル会計事務所入所
1982年 4月	公認会計士登録
2009年 8月	有限責任あずさ監査法人パートナー
2017年 7月	山田章雄公認会計士事務所開設 (現任)
2018年 6月	日鍛バルブ株式会社 (現株式会社NITTAN) 社外監査役 (現任)
2018年 6月	公益財団法人ファイザーヘルスリサーチ振興財団監事 (現任)
2018年 7月	楽天インシュアランスホールディングス株式会社社外監査役 (現任)
2021年10月	当社社外監査役 (現任)
2022年 6月	株式会社熊谷組社外監査役
2025年 6月	同社社外取締役 (監査等委員) (現任)

(重要な兼職の状況)

山田章雄公認会計士事務所 公認会計士
株式会社NITTAN社外監査役
公益財団法人ファイザーヘルスリサーチ振興財団監事
楽天インシュアランスホールディングス株式会社社外監査役
株式会社熊谷組社外取締役 (監査等委員)

社外監査役候補者とした理由

山田章雄氏は、海外の会計事務所で長く勤務されるなどの豊富な国際経験と、公認会計士としての財務及び会計に関する専門的知見と豊富な経験を、当社の監査体制に生かしていただくうえで、適任であると考えております。

独立性に関する事項

当社は、山田章雄氏を東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員として同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員に指定する予定であります。

同氏は、当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人にも所属しておりましたが、同監査法人を退職してから8年が経過しております。なお、当社が同監査法人に支払っている金額は、同監査法人が受け取る総報酬額のうち、1%未満と僅少であることから、社外監査役としての独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 山田章雄氏は、社外監査役候補者であります。

3. 山田章雄氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

4. 山田章雄氏は、社外役員となる方法以外の方法により会社経営に関与した経験はありませんが、上記社外監査役候補者とした理由に記載のとおり、財務及び会計に関する専門的知見や豊富な経験を有していることから、当社社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

5. 当社は、山田章雄氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該限定契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度としており、同氏の選任が承認された場合、同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。また、林敏寿氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、当社監査役を含む被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不法行為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。各候補者の選任が承認された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 山田章雄氏が株式会社熊谷組の社外監査役として在任中でありました2023年4月、同社を代表とする特定建設工事共同企業体が施工する「北海道新幹線、羊蹄トンネル（有島）他」工事における、コンクリート品質管理試験において、試験実施頻度に関する虚偽報告を行っていたことが判明しました。同氏は、本事案が判明するまでその事実を認識しておりませんでした。従前より取締役会などにおいてコンプライアンスの重要性に関し、随時、必要な助言や注意喚起を行っており、また本事案判明後においても取締役会などにおいて原因究明及び再発防止対策策定等に関する提言を行うなど、その職責を果たされました。

<ご参考>

当社取締役・監査役のスキル・マトリックス

第2号議案、第3号議案をご承認いただいた場合の各取締役及び各監査役が有している主な経験、知識、専門性、見識は次のとおりであります。

役職・氏名		経営					その他の経験・知識・専門性・見識						
		経営	財務会計	総務法務 リスクマネジメント	人事 人材開発	サステナ ビリティ ESG	営業 マーケ ティング	技術 ／製造	国際 経験	公共 市場	民間 市場	ICT	環境 構築
取締役	大久保 昇	●			●		●	●	●	●	●	●	●
	宮村 豊嗣	●					●			●	●	●	
	白方 昭夫	●						●		●	●	●	
	小柳 諭司	●				●	●	●		●	●	●	●
	佐藤 将一郎	●		●	●		●			●		●	
	高崎 恵二						●			●	●		●
	竹股 邦治 <small>社外 独立役員</small>	●	●			●			●	●	●		
	今庄 啓二 <small>社外 独立役員</small>	●	●				●	●	●		●		
	田中 雅子 <small>社外 独立役員</small>			●	●	●							
監査役	林 敏寿	●	●						●				
	村上 佳生 <small>社外 独立役員</small>	●	●				●				●		
	野澤 幸博 <small>社外 独立役員</small>	●	●	●		●							
	山田 章雄 <small>社外 独立役員</small>		●						●				

取締役・監査役の選任に関する方針と手続

取締役・監査役候補の指名に当たっては、候補者自身の経験、知識、専門性、見識等の観点と、取締役会全体、監査役会全体の多様性などバランスの取れた構成となるよう配慮して候補者を指名しております。また、取締役の選任は、独立社外取締役が過半数を構成する指名委員会で協議・検討し、取締役会に答申され、監査役については、監査役会の審議・承認を経たうえで、取締役会での議論を踏まえて決定しております。

当社株式の大量買付行為に関する対応方針(買収防衛策)更新の件

当社は、2007年10月13日開催の第69期定時株主総会における承認に基づき、「当社株式の大量取得行為に関する対応方針（買収防衛策）」を導入しました。その後、4回の更新を経た後、2022年10月15日開催の第84期定時株主総会において更新され現在に至っておりますが、本総会の終結の時をもって、現行プランの有効期間が満了いたします。

当社取締役会は、現行プランの有効期間満了に先立ち、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという観点から、現行プランの更新の是非を含めその在り方について検討してまいりました。その結果、2025年9月9日開催の当社取締役会において、下記Ⅰ. の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2））として、本総会における株主の皆様のご承認を条件に、下記Ⅲ. のとおり当社株式の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策）（以下、更新後の対応方針を「本プラン」といいます。）を更新することを決定いたしました。

1. 本プランを必要とする理由

(1) 本プランは「株主の皆様に適切な判断をされるために、十分な情報と時間、あるいは買付者との交渉機会の提供などを確保する体制を整えておくこと」を定める内容です。

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上へ引き続き努力してまいりますが、当社の事業基盤の特徴、企業規模等から見て、当社株式の大量買付行為がなされる可能性は必ずしも否定できるものではありません。特に、買付者が当社の歴史的に構築した独自の事業やリソースを理解することなく、当社株式の大量買付を行う場合には、中長期の経営戦略に重大な影響を与えることも想定されます。

このような万が一の場合でも、本プランの整備により、買付者の提案内容を十分検討する時間を確保できることから、本プランは株主の皆様においても有効であると考えます。

(2) 本プランは、当社経営陣から独立した委員会が本プランの発動や不発動の実質的な判断を行います。本プランの独立委員会は、独立社外取締役3名と有識者2名で構成されます。

本プランにおいては、当社取締役会は独立委員会の判断を最大限尊重することに加えて、発動する場合には原則として株主総会を招集し株主の皆様の意思を確認した上で発動するものとし、その場合当社取締役会は株主総会の決定に従うこととしております。手続の過程では、株主の皆様への情報開示により透明性を確保します。

このような点から、本プランは、当社経営陣の恣意性が排除される仕組みを有するものと判断します。

(3) 金融商品取引法における公開買付制度のルールでは、不適切な買付行為であるか否かを株主の皆様
に判断いただくために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために交渉を行うには十分とはい
えないものと認識します。

2. 本プランの有効期間

本プランの承認決議を得た定時株主総会終結後3年後の定時株主総会終結の時までとします。ただし、
有効期間の満了前であっても、取締役会により本プランを廃止する決議が行われた場合には、その時点で
廃止されます。

つきましては、当社定款第11条の規定に基づき、本プランに従って新株予約権の無償割当てに関する事
項を決定する権限を当社取締役会に委任することにつき、株主の皆様のご承認をお願い申し上げるもので
あります。

本プランへの更新に際しては、近時の買収への対応方針や対抗措置に関する裁判例や実務動向等を踏ま
え、対抗措置の概要等の内容の加筆調整を行い、本プランに従った本新株予約権の無償割当てを実施す
るに際し当該実施が株主の皆様の合理的な意思に基づくものであることを確保するため原則として株主総
会を開催することとする等、現行プランの内容を、適宜見直しを行っております。

なお、本プランを決定した取締役会には、当社監査役4名（うち3名は社外監査役）の全員が出席し、
本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、賛同する旨の意見を述べております

記

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えます。従って、当社の財務及び
事業の方針の決定を支配することが可能な数の株式を取得する買付提案に応じるか否かの判断は、最終
的には株主の皆様のご意思に委ねられるべきものと考えます。

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、人的資産を中長期的視
点で育成し、常に新しい技術・デザインを吸収し、事業パートナーとの信頼関係や、優良な顧客基盤を
維持・拡大することが不可欠と考えております。

しかし、株式の大量買付行為の中には、①買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値ひいて
は株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、②株主に株式の売却を事実上強要
するおそれのあるもの、③対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会
社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひ
いては株主共同の利益を確保し、向上させることにならないものも存在します。当社は、このような当
社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する株式の大量買付行為を行う者は、当社の財務及び事業
の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付行為に対しては必要かつ
相当な手段を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えま
す。

II. 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する取組み

1. 企業価値向上のための取組み

内田洋行グループでは、2015年より、収益性の改善に取り組むとともに、将来に確実に到来する日本の少子化による重大な影響に対処するため、旧来の内田洋行の延長ではなく中長期の視点に立って改革を進めています。

第14次中期経営計画（2016年7月期～2018年7月期）では、全社の事業を俯瞰的にとらえるため、事業の軸からICT関連と環境構築関連に、市場の軸から民間市場と公共市場にわけた4つのマトリクスで構成する事業ポートフォリオを設定してリソースの共有に着手しました。

第15次中期経営計画（2019年7月期～2021年7月期）では、リソースの共有でフレキシブルな機動性が高まり、拡大需要に対し、従来よりも幅広く着実に対応して過去最高益を達成します。この効果はコロナ禍でも効用を発揮し、コロナ対策のための教育ICT、GIGAスクール構想案件や大手民間企業のIT投資拡大など、急激な市場変化にも的確に機動的に対処し大きな成果を得ることができ、業績のベースラインのアップを実現しました。

第16次中期経営計画（2022年7月期～2024年7月期）では、内田洋行単体を中心に継続して組織再編を進めながら、グループ全体での再編にも着手しました。連結上場子会社のウチダエスコ株式会社を完全子会社化したほか、グループ共通情報システムへの大型投資を開始し、新たな成長に向けてルグセンブルクのソフトウェア開発会社への100%出資も実施しました。

第17次中期経営計画（2025年7月期～2027年7月期）では、これまでのマネジメント変革をグループ全体に大きく拡げて、リソース共有の幅を拡大し、さらなるベースラインのアップを図ることを基本方針とします。その上で、10年先を見据えた社会構造変化への対応をすすめ、将来の成長に向けた投資と、長期的な事業の安定を図るための経営基盤への投資を進めております。

これら一連の経営改革により、業績のベースラインは大きく伸長いたしました。

2015年7月期の売上高1,399億円、営業利益36億円から、2024年7月期は、売上高2,779億円、営業利益93億円に大きく成長して業績のベースラインは着実に上昇しました。また株主資本利益率も6.8%から12.1%に大きく向上しており、株主の皆様への配当金額も、2015年7月期1株あたり50円から、2025年7月期300円として6倍となっています。

さらに、第17次中期経営計画の初年度となる2025年7月期の連結業績は、売上高3,370億円、営業利益121億円となり、売上・利益ともに過去最高となりました。

現在の第17次中期経営計画（2025年7月期～2027年7月期）では、戦略的な重点市場に対しICTと環境構築のノウハウを結集するため、グループ全体のリソースを活用し、セグメントを超えたリソースの結集により競争力を高め、当社独自の競争優位の確立を目指しております。初年度となる2025年7月期では、グループ共通販売管理システム構築への最終グループ統合に近づき、関係会社間をつなぐ人事も実施し、その対象を拡げているところです。2026年7月期には、公共市場では教育ICTビジネスおよび官公庁自治体の事業を集結させて重点市場を深耕するとともに、大手民間市場においてグループでの事業ユニット間の連携を進め、またこれから想定されるデータ活用の広がりに対応するため、システムエンジニアの再編と強化を行います。

内田洋行グループは、グループビジョン「情報の価値化と知の協創」を推進することで、日本社会に貢献してまいります。

2. 当社の企業価値の源泉について

このような事業の成長を図る上で、企業価値の源泉となるのは、独自のノウハウ、中長期の継続的な投資、競争優位を支える独自性を発揮するための独立資本のグループ体制にあります。

(1) 顧客接点や事業構造から有する独自のノウハウ

当社グループは、長年にわたり企業法人、官公庁・自治体、学校法人など幅広いお客様に対し、全国規模で営業や技術者が直接的な接点を持ち、豊富な知識と情報を蓄積・共有してきました。さらに、ICT関連事業分野や環境構築関連事業分野といった独自の事業構造を有することで、そこで培われたエンジニアの専門的なノウハウを活かしています。これら多様な知識・情報・ノウハウを、同一市場にあるグループの枠組みの中でき有機的に結合できることで強みを発揮することで、お客様の「働く」と「学ぶ」に新たな価値とビジネス機会を創出できると考えています。

(2) 独立資本で形成される競争優位とブランド

当社グループは、お客様の課題を迅速かつ正確に把握し、グループ内外の幅広いスキルとノウハウを活用してご要望にお応えしています。また特定のベンダーに依存せず、複数の製品やサービスを柔軟に組み合わせる最適なシステムを構築できる独自の事業モデルを有しており、常にお客様に最適なお提案を行うことが可能です。このような業態を維持できるのは、当社が独立資本であり、中立的な立場から製品やサービスを選定できるからです。これにより顧客満足度を高めるとともに競争優位性を発揮して、豊富な提案実績を得ることで、お客様との信頼関係を築き、長期的なパートナーシップの実現にもつながっています。

(3) 経営方針を実現する「人財」

経営方針を推進し、ブランドを支える最大資源は人（社員）であります。当社は一貫して、企業力の源泉は社員と認識し、「人財」を育成しお客様の創造に取り組んでまいりました。中長期の経営方針では、ICT関連ビジネスにおけるシステムエンジニアや環境構築関連ビジネスにおける技術者のほか、民間市場、公共市場のそれぞれの顧客を理解する営業やスタッフなど、「人財」のもつ経験やノウハウ、知識・技能が経営方針の推進を支えています。当社の基本理念である「お客様の成長支援」は、こうした「人財」を核としており、中長期的な経営視点に立って、お客様とともに成長することで、初めて成り立つものと考えます。

(4) 中長期の投資活動

当社グループの主要なお客様は長期の視点で課題を認識され、その解決のために当社グループに多様なご要望を求められます。お客様の課題解決に対応するには、顧客の理解度、提案力や情報収集力、スキル・技能の習得、固有のノウハウをもつ社員間の連携など、短期では培われない人的リソースが重要にあり、また社員の活躍に大きな影響をもつ働く環境や、情報を瞬時に共有してお客様のために活用する情報システム、さらにはステークホルダーからの信頼を得る知名度など、事業を支える経営基盤が重要にあります。これら経営基盤の維持や強化には、中長期的、継続的な投資が必要になります。

3. コーポレート・ガバナンスについて

当社は、経営環境の変化に対応した迅速な意思決定と、責任の明確化及び事業の透明性の向上を目指し、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。具体的には、執行役員制度を導入し、経営監督機能と業務執行機能の分離を進めているほか、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制の確立と取締役の経営責任を明確にするために取締役の任期を1年としております。取締役の選解任・指名にあたっては、独立社外取締役が過半数を構成する指名委員会で協議・検討され、また、社外取締役は、取締役会における意思決定及び監督の両面において客観的な立場から様々な助言や提言を行っております。

以上のような企業価値の源泉がしっかりと維持されることによって、経営基盤の安定をもたらし、長期的かつ総合的な株主価値の向上、健全なる持続的成長を実現するものと考えます。引き続き企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図ってまいります。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの目的

本プランは、上記Ⅰ. に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって現行プランを更新し、導入されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。そして、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するために、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な時間及び情報を確保するとともに、株主の皆様のために大量買付者と協議・交渉等を行うことなどを可能とする枠組みが引き続き必要不可欠であると判断しました。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

本プランは、当社の株券等の20%以上を買取しようとする者が現れた場合に、買付者等に対し事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております（詳細については下記(2)「本プランに係る手続」をご参照下さい。）。

買付者等は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会または当社株主総会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付けを行うことができるものとされています。

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従わない場合、当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合等（その要件の詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当て等の要件」をご参照下さい）

い。)には、当社は、買付者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権に係る新株予約権無償割当てその他の法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策を実施します。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主の皆様へ当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は、最大3分の1まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣からの独立性を有する社外取締役及び社外の有識者等から構成される独立委員会（その詳細については下記(5)「独立委員会の設置」をご参照下さい。）の客観的な判断を経ることとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本新株予約権の無償割当てを実施する場合には、原則として、株主総会を開催し、新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において認められる対抗措置の実施に関する株主の皆様のご意思を確認することといたします。さらに、こうした手続の過程については、適宜株主の皆様への情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

(2) 本プランに係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下①から③のいずれかに該当する当社株券等の買付けその他の取得もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案¹（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等²について、保有者³の株券等保有割合⁴が20%以上となる買付
- ② 当社が発行者である株券等⁵について、公開買付け⁶を行う者の株券等所有割合⁷及びその特別関係者⁸の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け（公開買付けの開始を含みます。）
- ③ 上記①若しくは②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、（i）当社の株券等の取得をしようとする者又はその共同保有者⁹若しくは特別関係者（以下、本③において「株券等取得者等」といいます。）が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下、本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該株券等取得者等の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該株券等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係¹⁰を樹立するあらゆる行為¹¹であって、（ii）当社が発行者である株券等につき当該株券等取得者等と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような行為

買付等を自ら単独で又は他の者と共同ないし協調して行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会または当社株主総会が本新株予約権の無償割当てその他法令および当社定款において認められる対抗措置の不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を開始または実行してはならないものとします。

¹ 第三者に対して買付等を勧誘する行為を含みます。

² 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

³ 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

⁴ 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本書において同じとします。

- ⁵ 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
- ⁶ 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本書において同じとします。
- ⁷ 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本書において同じとします。
- ⁸ 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本書において同じとします。
- ⁹ 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。
- ¹⁰ 「当該株券等取得者と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該株券等取得者等及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとしします。
- ¹¹ 本③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとしします。なお、当社取締役会は、本③所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

買付者等は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、買付等の実行に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（買付者等の氏名または名称、住所または本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先および企図されている買付等の概要等を明示して、買付者等の代表者による署名又は記名捺印を行っていただきます。なお、使用言語は日本語に限ります。）並びに当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下「買付説明書」と総称します。）を当社の定める書式により提出していただきます。なお、当社は、必要に応じて、買付者等に対し買付説明書その他の情報の提供に期限を設定することがあります。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとしします。当社取締役会及び独立委員会は、これを受けて当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、本必要情報等を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を当社取締役会及び独立委員会双方に追加的に提供していただきます。

記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び買付者等を被支配法人等¹²とする者の特別関係者を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細、その結果、当該過去の取引が対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。）¹³
- ② 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。）
- ③ 買付等の価額の算定根拠の詳細（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、及びそのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）
- ④ 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意の詳細、及び買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報
- ⑤ 買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑥ 買付等における第三者との間における意思連絡の有無及びその内容
- ⑦ 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑧ 買付等の後における当社の株主（買付者等を除きます。）、当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者に対する処遇・対応方針
- ⑨ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑩ 反社会的勢力との関係に関する情報
- ⑪ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

¹² 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。

¹³ 買付者等がファンドの場合は、各組員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。

(c) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び当社取締役会又は独立委員会が追加的に提出を求めた本必要情報（もしあれば）が提出された場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書及び本必要情報の内容と当社取締役会の経営計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために、当社取締役会に対しても、当社取締役会による情報収集や企業評価等の検討（必要に応じ、外部専門家による検討を含みます。）等に必要な時間を考慮して適宜回答期限（原則として60日を上限とします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）、その根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を速やかに提供するよう要求することがあります。

② 独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等及び（当社取締役会に対して上記①のとおり情報・資料等の提供を要求した場合には）当社取締役会から買付等の内容の検討等を開始するために十分な情報・資料等（追加的に提供を要求したものも含まれます。）の提供がなされたと独立委員会が認めた場合、独立委員会は、かかる情報等の全てを受領した日から原則として最長60日間の検討期間（但し、下記(d)③に記載する場合等には、独立委員会は当該期間の延長をその決議をもって行うことができるものとします。）（以下「独立委員会検討期間」といいます。）を設定し、その旨買付者等及び当社取締役会に通知します。独立委員会は、独立委員会検討期間において買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提示する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は当社取締役会等を通して間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、また、当社取締役会の提示する代替案の株主の皆様に対する提示等を行うものとします。

買付者等は、独立委員会が、直接又は当社取締役会等を通して間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

独立委員会の判断が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

③ 株主に対する情報開示

当社は、買付者等が現れた事実、買付者等から買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実、当社取締役会が独立委員会に代替案を提示した事実及び本必要情報の概要その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、独立委員会が適切と判断する時点で株主の皆様に対する情報開示を行います。

(d) 独立委員会における判断

独立委員会は、買付者等が現れた場合には、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記①ないし③に従った勧告等を行った場合その他独立委員会が適切と判断する場合には、当社は、当該勧告又は決議の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項（独立委員会検討期間を延長する場合にはその期間及び延長の理由の概要を含みます。）について、速やかに情報開示を行います。

① 本新株予約権の無償割当ての実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、又は買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当て等の要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の行使期間開始日（下記(4)「本新株予約権

の無償割当ての概要」(f)において定義されます。)の前日までの間は、(無償割当ての効力発生前においては)本新株予約権の無償割当てを中止し、又は(無償割当ての効力発生後においては)本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(i) 当該勧告後買付者等が買付等を中止・撤回し、買付等が存しなくなった場合¹⁴

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)

「本新株予約権の無償割当て等の要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でない場合

なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当ての実施に際し、事前又は事後に株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

② 本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当て等の要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当ではないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当て等の要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当てを実施することの新たな勧告を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

③ 独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間の終了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告(株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議の勧告を含みます。)を行うに至らない場合には、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉、代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内で(但し、原則として30日間を超えないものとします。)、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います。

上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告(株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議の勧告を含みます。)を行うよう最大限努めるものとします。

¹⁴ 例えば、既に開始している買付等を中止・撤回(買付等が公開買付けの方法により実施されている場合には、公開買付けの撤回の公告(金融商品取引法第27条の11第2項本文)がなされることを要します。)した上で、①買付等を一定の期間実施しないこと、②一定の期間以内に株券等保有割合を一定の割合まで減少させること、③一定の期間、臨時株主総会招集請求権を行使しないこと等を誓約する旨の書面を差し入れ、当該誓約書を遵守する場合は考えられます。

(e) 株主総会の開催

当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての実施するに際し、原則として¹⁵、株主総会^{16 17}を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議するものとします。

- ¹⁵ 例えば、買付者等が、本プランに定められた手続を遵守せず、買付等を実行しようとする場合には、株主総会を開催する時間が存しなかったり、株主の皆様が買付等の是非を判断するために必要な情報を確保することができないことから、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、株主総会を経ることなく、新株予約権の無償割当てを実施することがあります。
- ¹⁶ 株主総会においては、原則として普通決議により株主の皆様の意思を確認することとしますが、大量買付等の目的、方法および内容並びに買付者等と一般株主の間における利益相反の可能性を含む諸般の事情を総合的に勘案して、買付者等および独立委員会が当該議案との関係で買付者等と特別の利害関係を有すると認める者を、その承認可決要件の計算から除外して取り扱うことがあります。
- ¹⁷ 株主総会は、本新株予約権の無償割当ての実施に係る取締役会決議後、本新株予約権の無償割当ての効力発生日前に開催されるものを含みます。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、上記(e)に基づき株主総会を開催する場合には、当該株主総会における決定に従い、本新株予約権の無償割当てに必要な手続を遂行します（株主総会において本新株予約権の無償割当て事項の決定を取締役に委任する旨の決議がなされた場合には、本新株予約権の無償割当ての実施に関する取締役会決議を行うものとします。）。一方、独立委員会から上記(d)に従って勧告がなされた場合であって、株主総会が開催されない場合には、当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重しつつ、買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反するものであるかどうか等を慎重に検討し、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。なお、当社取締役会は、独立委員会が本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした場合又は株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当てを実施しません。

買付者等は、本プランに係る手続の開始後、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する決議を行うまでの間、又は上記の株主総会が開催される場合には当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が可決もしくは否決されるまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

当社取締役会は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議を行った場合、当社取締役会が上記の株主総会を招集する旨の決議を行った場合、又は本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主総会の決議が行われた場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当て等の要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記(2)「本プランに係る手続」(e)及び(f)に記載される当社株主総会又は取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(2)「本プランに係る手続」(d)のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず独立委員会の判断を経て決定されることとなります。

記

- (a) 上記(2)「本プランに係る手続」(b)に定める情報提供及び独立委員会検討期間の確保その他本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）
- (b) 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
 - ① 株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
 - ⑤ 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当社の株価を上昇させて当該株式を高値で当社関係者等に引き取らせる目的で買収を行うような行為
- (c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (d) 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後の経営方針又は事業計画、買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合
- (e) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、顧客、取引先等との関係、又は当社の社会的信用もしくはブランド価値を損なうことなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

上記のほか、当社は、上記の各発動事由に準じる要件が充足され、かつ、相当性を有する場合に、本プランの発動として法令及び当社定款の下でとりうる合理的な手段を講じることがあります。この場合も、上記(2)「本プランに係る手続」のとおり、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることとなります。

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです（本新株予約権の詳細については、別紙1「新株予約権無償割当ての要項」をご参照下さい。）。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当ての取締役会決議又は株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）の2倍に相当する数を上限として、本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権2個を上限として本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個当たりの目的である当社株式¹⁸（「社債、株式等の振替に関する法律」の規定の適用がある同法第128条第1項に定める振替株式となります。）の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り1株とします。

¹⁸ 将来、当社が種類株式発行会社（会社法第2条第13号）となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式及び②本新株予約権の取得と引換えに交付する当社株式は、いずれも当社が本総会開催時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類の株式を指すものとします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間（終値のない日を除きます。）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の各日の終値（気配表示を含みます。）の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。但し、下記(i)②の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ)特定大量保有者¹⁹、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ)特定大量買付者²⁰、(Ⅳ)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者（その共同保有者・特別関係者を含みます。）、又は、(Ⅵ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者²¹（以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。

なお、当社取締役会は、ある者が非適格者に該当するかを判断するにあたり²²、独立委員会の意見を聴取し、独立委員会の判断を最大限尊重するものとします。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の保有する本新株予約権も、下記(i)②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。詳細については別紙1「新株予約権無償割当ての要項」をご参照下さい。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

- ¹⁹ 「特定大量保有者」とは、原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本書において同じとします。
- ²⁰ 「特定大量買付者」とは、原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。
- ²¹ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。
- ²² 但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、非適格者に該当しないものとします。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換

えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができます。

- ③ 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者が有する本新株予約権の全てを取得し、これと引き換えに、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で非適格者の行使が原則として認められないとされているもの²³を対価として交付することができます。また、当該新株予約権には、一定の場合に合理的な対価を交付することにより当社が取得することができること等の取得条項が規定される場合があります。当該新株予約権の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において定めるものとします。

- ²³ 但し、一定の場合には、非適格者による当該新株予約権の行使が認められる旨の条件を付すことがあります。例えば、(x)買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止若しくは撤回又は爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者等の株券等保有割合（但し、株券等保有割合の計算に当たっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する当該新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとし、）として当社取締役会が認めた割合が20%を下回っている場合は、買付者等その他の非適格者は、その保有する当該新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内に限り行使することができることが定められることなどがあります。

なお、上記に用いられる用語の定義及び詳細については、別紙1「新株予約権無償割当ての要項」をご参照ください。上記及び別紙1に定めるほか、本新株予約権の取得に関する事項及び本新株予約権の内容の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(5) 独立委員会の設置

当社は、本プランに基づく本新株予約権の無償割当ての実施・不実施等に関する当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置します。本プランへの更新が本総会で承認された場合、更新後の独立委員会の委員は、当社経営陣からの独立性の高い当社社外取締役3名（いずれも東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。）及び社外の有識者2名で構成される予定です（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙2「独立委員会規則の概要」のとおりであり、本プランへの更新後に就任が予定されている独立委員会の委員の略歴は別紙3「独立委員会の委員の氏名及び略歴」のとおりです。）。

実際に買付等がなされる場合には、上記(2)「本プランに係る手続」に記載したとおり、こうした独立委員会が、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

(6) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本総会の決議による、本プランにおける本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任期間（以下「有効期間」といいます。）は、本総会終結後3年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本総会決議による委任の趣旨に反しない場合（本プランに関する法令、金融商品取引所の規則等の新設又は改廃が行われかかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。）、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実、及び（修正又は変更の場合には）修正、変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(7) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、2025年9月9日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

本プランの内容は、上記Ⅲ. のとおりですが、株主及び投資家の皆様への影響並びに上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及び理由は、それぞれ以下のとおりです。株主の皆様におかれましては、これらの点もご考慮の上、本議案につきご承認をいただければと存じます。

1. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランへの更新時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

本プランへの更新時点においては、株主総会決議に基づき、本新株予約権に関する新株予約権無償割当ての決定権限を当社取締役会に対して委任していただいているに過ぎず、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様にご直接的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会又は当社株主総会において、本新株予約権の無償割当てを実施する決議を行った場合には、本新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権2個を上限として本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、本新株予約権の権利行使期間内に、金銭の払込みその他下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続」(b)において詳述する本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式全体の価値が希釈化されることとなります。但し、当社は、下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続」(c)に記載する手続により、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び所定の行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、この場合、保有する当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、原則として、保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。

なお、一旦本新株予約権の無償割当てを実施する決議がなされた場合であっても、当社は、上記2.(2)「本プランに係る手続」(d)①に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までにおいては、本新株予約権の無償割当てを中止し、また、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間開始日の前日までの間においては、本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1株あたりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の影響を受ける可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続

(a) 本新株予約権の割当ての手続

当社取締役会又は当社株主総会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日、振替株式の振替を行うための口座等の必要事項、並びに株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるもの）としま

す。) その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれては、本新株予約権の権利行使期間内でかつ当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、当該行使請求書及びこれらの必要書類を当社が定めるところに従ってご提出いただいた上、本新株予約権の行使請求受付場所に当該行使請求書及びこれらの必要書類が到達し、かつ、本新株予約権 1 個あたり、1 円を下限として当社株式 1 株の時価の 2 分の 1 の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を当該行使請求受付場所に払い込むことにより、本新株予約権 1 個につき原則として 1 株の当社株式が発行されることとなります。

(c) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を取得します。

このうち、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付する場合には、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1 個の本新株予約権につき原則として 1 株の当社株式を受領することとなります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、振替株式の振替を行うための口座等の必要事項、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

2. 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及び理由

(1) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み(上記Ⅱ. の取組み)について

上記Ⅱ. に記載した企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(上記Ⅲ. の取組み)について

(a) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

- (b) 当該取組みが株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、次の理由から、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取組みは、当社株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- ① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」の定める三原則を充足し、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、東京証券取引所が2021年6月11日に改訂を行った「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5いわゆる買収防衛策」の内容その他の買収防衛策に関する実務、議論を踏まえて設計されております。

- ② 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

本プランは、本総会において本プランに係る委任決議がなされることにより更新されます。

また、上記Ⅲ. 2.(2)(e)「株主総会の開催」記載のとおり、当社取締役会は、原則として株主総会において本新株予約権の無償割当の実施に関する株主の皆様の意思を確認することができるとしております。

また、上記Ⅲ. 2.(6)「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本プランは、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が設けられており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役により構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの存続の適否は、当社株主の皆様の意思に基づくこととなっております。

- ③ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランへの更新にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本新株予約権の無償割当の実施等の運用に関する実質的な判断は、引続き独立委員会により行われることといたしました。

実際に当社に対して買付等がなされた場合には、上記Ⅲ. 2.(2)「本プランに係る手続」に記載したとおり、こうした独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に本新株予約権の無償割当の実施を行うことがないよう厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されております。

なお、本プランへの更新後、当初の独立委員会は、当社経営陣からの独立性の高い当社社外取締役3名（いずれも東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。）及び社外の有識者2名で構成される予定です（独立委員会の委員選任基準、決議要件及び決議事項等については

別紙2をご参照ください。また、本プランへの更新後に就任が予定されている独立委員会の委員は別紙3をご参照ください。)

④ 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記Ⅲ. 2.(2)(d)「独立委員会における判断」及びⅢ. 2.(3)「本新株予約権の無償割当て等の要件」にて記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ本新株予約権の無償割当ては実施されないものとしており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑤ 外部専門家の意見の取得

上記Ⅲ. 2.(2)(c)「買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討」にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとしております。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

⑥ デッドハンド型やスローハンド型対応方針ではないこと

上記Ⅲ. 2.(6)の「本プランの有効期間、廃止及び変更」にて記載したとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される当社取締役会により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型対応方針（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない対応方針）ではありません。また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型対応方針（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するために時間を要する対応方針）でもありません。

以 上

新株予約権無償割当ての要項

I. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

(1) 新株予約権の内容及び数

株主に割り当てる新株予約権（以下、個別に又は総称して「新株予約権」という。）の内容は下記Ⅱ.に記載されるところに基づくものとし、新株予約権の数は、新株予約権の無償割当ての取締役会決議又は株主総会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」という。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する。）の2倍に相当する数を上限として、新株予約権無償割当て決議において別途定める数とする。

(2) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その保有する株式1株につき新株予約権2個を上限として新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、新株予約権を無償で割り当てる。

(3) 新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において別途定める日とする。

Ⅱ. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の数

1) 新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、1株とする。但し、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2) 調整後対象株式数は、株式の分割の場合はその基準日の翌日以降、株式の併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。

3) 上記1)に定めるほか、株式無償割当て、合併、会社分割等当社の発行済株式総数（但し、当社の有する当社株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる行為を行う場合で、対象株式数の調整を必要とするときには、株式無償割当て、合併、会社分割その他の行為の条件等を勘案の上、対象株式数につき合理的な調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1) 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額（下記2)に定義される。）に対象株式数を乗じた価額とする。

2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とする。なお、「時価」とは、新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社株式の

普通取引の各日の終値（気配表示を含む。）の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。

(3) 新株予約権の行使期間

新株予約権の無償割当て決議において別途定める日を初日とし、1カ月間から3カ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とする。但し、下記(7)項2)の規定に基づき当社が新株予約権を取得する場合、当該取得に係る新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとする。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

(4) 新株予約権の行使の条件

1) (i)特定大量保有者、(ii)特定大量保有者の共同保有者、(iii)特定大量買付者、(iv)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(v)上記(i)ないし(iv)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、(vi)上記(i)ないし(v)記載の者の関連者（以下、(i)ないし(vi)に該当する者を総称して「非適格者」という。）は、新株予約権を行使することができない。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

- ① 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとする。
- ② 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含む。
- ③ 「特定大量買付者」とは、公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に定義される。）によって当社が発行者である株券等（同法第27条の2第1項に定義される。以下本③において同じ。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義される。以下本③において同じ。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして同法施行令第7条第1項に定める場合を含む。）に係る株券等の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。）がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。
- ④ 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。
- ⑤ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される。）をいう。

- 2) 上記1)にかかわらず、下記①ないし④の各号に記載される者は、特定大量保有者又は特定大量買付者に該当しないものとする。
- ① 当社、当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）又は当社の関連会社（同規則第8条第5項に定義される。）
 - ② 当社を支配する意図がなく上記1)(i)の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、上記1)(i)の特定大量保有者に該当することになった後10日間（但し、当社取締役会はかかる期間を延長することができる。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより上記1)(i)の特定大量保有者に該当しなくなった者
 - ③ 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記1)(i)の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）
 - ④ その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（非適格者に該当すると当社取締役会が認めた者についても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会は別途認めることができ、また、一定の条件の下に当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。）
- 3) 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し、(i)所定の手続の履行もしくは(ii)所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。）の充足、又は(iii)その双方（以下「準拠法行使手続・条件」と総称する。）が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行又は充足されたと当社取締役会が認めた場合に限り新株予約権を行使することができ、これが充足されたと当社取締役会が認めない場合には新株予約権を行使することができない。なお、当該管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し当社が履行又は充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社取締役会としてこれを履行又は充足する義務は負わない。また、当該管轄地域に所在する者に新株予約権の行使をさせることが当該管轄地域における法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができない。

- 4) 上記3)にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、(i)自らが米国1933年証券法ルール501(a)に定義する適格投資家 (accredited investor) であることを表明、保証し、かつ(ii)その保有する新株予約権の行使の結果取得する当社株式の転売は東京証券取引所における普通取引(但し、事前の取決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。)によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該新株予約権を行使することができる。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該新株予約権を行使するために当社が履行又は充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションD及び米国州法に係る準拠法行使手続・条件を履行又は充足するものとする。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記(i)及び(ii)を充足しても米国証券法上適法に新株予約権の行使を認めると当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権を行使することができない。
- 5) 新株予約権を有する者は、当社に対し、自らが非適格者に該当せず、かつ、非適格者に該当する者のために行使しようとしている者ではないこと、及び新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面並びに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- 6) 新株予約権を有する者が本(4)の規定により、新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
新株予約権の行使により当社株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額は、新株予約権無償割当て決議において別途定める額とする。
- (6) 新株予約権の譲渡制限
- 1) 新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。
 - 2) 新株予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者であって、上記(4)3)及び4)の規定により新株予約権を行使することができない者(非適格者を除く。)であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記1)の承認をするか否かを決定する。
 - ① 当該管轄地域に所在する者による新株予約権の全部又は一部の譲渡による取得に関し、譲渡人及び譲受人が作成し署名又は記名捺印した差入書(下記②ないし④に関する表明・保証条項、補償条項及び違約金条項を含む。)が提出されているか否か
 - ② 譲渡人及び譲受人が非適格者に該当しないことが明らかか否か
 - ③ 譲受人が当該管轄地域に所在しない者であり、かつ、当該管轄地域に所在する者のために譲り受けようとしている者ではないことが明らかか否か
 - ④ 譲受人が非適格者のために譲り受けようとしている者でないことが明らかか否か

(7) 当社による新株予約権の取得

- 1) 当社は、新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての新株予約権を無償で取得することができる。
- 2) 当社は、当社取締役会が別に定める日において、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができる。
- 3) 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者が有する本新株予約権の全てを取得し、これと引き換えに、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で非適格者の行使が原則として認められないとされているもの²⁴を対価として交付することができる。また、当該新株予約権には、一定の場合に合理的な対価を交付することにより当社が取得することができること等の取得条項が規定される場合がある。当該新株予約権の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとする。

²⁴ 但し、一定の場合には、非適格者による当該新株予約権の行使が認められる旨の条件を付すことがあるものとする。例えば、(x)買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止若しくは撤回又は爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者等の株券等保有割合（但し、株券等保有割合の計算に当たっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する当該新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとする。）として当社取締役会が認めた割合が20%を下回っている場合は、買付者等その他の非適格者は、その保有する当該新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内に限り行使することができることが定められることなどがあり得るものとする。

(8) 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、及び株式移転の場合の新株予約権の交付及びその条件

新株予約権無償割当て決議において別途決定する。

(9) 新株予約権証券の発行

新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

以 上

独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、社外の有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務もしくは当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならない。また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役又は社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う（但し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が当社株主総会に付議された場合には、当該株主総会における決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施（株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を当社株主総会へ付議することを含む。）
 - ② 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
 - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
 - ① 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - ② 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ③ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ④ 買付者等との交渉・協議
 - ⑤ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討・提示
 - ⑥ 独立委員会検討期間の延長の決定
 - ⑦ 本プランの修正又は変更に係る承認
 - ⑧ 非適格者の該当性の判断
 - ⑨ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑩ 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

- ・独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容及び提供された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提供するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加提供を求められた情報が提供された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提供するよう要求することができる。
- ・独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は当社取締役会等を通して間接に、買付者等と協議・交渉を行い、また、当社取締役会の提示する代替案の株主に対する提示等を行うものとする。
- ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- ・各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席（オンライン会議または電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その過半数をもってこれを行う。但し、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

独立委員会の委員の氏名及び略歴

本プラン更新後の独立委員会の委員は、以下の5名を予定しております。

竹股 邦治（たけまた くにはる）

【略歴】

1954年生
1978年 4月 電源開発株式会社 入社
2006年 6月 同社 執行役員事業企画部長
2007年 6月 同社 常務執行役員経営企画部長
2009年 6月 同社 取締役
2012年 6月 同社 取締役常務執行役員
2016年10月 当社 社外取締役（現任）
2017年 6月 イーレックス株式会社 社外取締役
2018年 6月 同社 常務取締役
2021年 6月 同社 相談役
2025年 1月 株式会社MobiSavi 取締役（現任）

※ 竹股 邦治氏は、当社社外取締役であります。

同氏と当社との間には取引関係及び特別の利害関係はありません。なお、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を当社の独立役員として届け出ております。

今庄 啓二（いまじょう けいじ）

【略歴】

1961年生
1985年 4月 鐘淵化学工業株式会社（現 株式会社カネカ）入社
2001年 1月 フューチャーベンチャーキャピタル株式会社（現 ミライドア株式会社）入社
2011年 6月 同社 代表取締役社長
2016年 1月 同社 代表取締役会長
2016年 6月 同社 取締役会長
2017年 7月 JOHNNAN株式会社 社外取締役（現任）
2018年12月 大阪油化学工業株式会社 社外取締役（現任）
2019年10月 当社 社外取締役（現任）
2023年 9月 株式会社エンビプロ・ホールディングス 社外取締役（現任）

※ 今庄 啓二氏は、当社社外取締役であります。

同氏と当社との間には取引関係及び特別の利害関係はありません。なお、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を当社の独立役員として届け出ております。

田中 雅子 (たなか まさこ)

【略歴】

1958年生
1981年 4月 古河電気工業株式会社 入社
2004年 1月 同社 秘書室長
2008年 6月 同社 CSR推進本部管理部長
2014年 4月 同社 総務・CSR本部法務部長
2015年 4月 同社 執行役員総務・CSR本部法務部長 (働き方改革プロジェクトチーム長)
2017年10月 同社 執行役員戦略本部副本部長兼人事部長
2021年 4月 同社 執行役員ビジネス基盤変革本部副本部長CHRO
2021年 6月 豊和工業株式会社 社外取締役 (監査等委員) (現任)
2022年 6月 双葉電子工業株式会社 社外取締役 (現任)
2023年10月 当社 社外取締役 (現任)

※ 田中 雅子氏は、当社社外取締役であります。

同氏と当社との間には取引関係及び特別の利害関係はありません。なお、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を当社の独立役員として届け出ております。

平井 俊邦 (ひらい としくに)

【略歴】

1942年生
1965年 4月 株式会社三菱銀行 (現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行
1992年 6月 同行 取締役
1996年 6月 株式会社東京三菱銀行 (現 株式会社三菱UFJ銀行) 常勤監査役
1998年 6月 千代田化工建設株式会社 代表取締役専務
2001年 6月 株式会社インテック 副社長
2006年10月 株式会社インテックホールディングス 取締役副社長兼共同最高経営責任者
2007年 6月 グンゼ株式会社 監査役
2007年 7月 財団法人日本フィルハーモニー交響楽団 (現 公益財団法人日本フィルハーモニー交響楽団) 専務理事
2014年 7月 公益財団法人日本フィルハーモニー交響楽団 理事長
2025年 6月 公益財団法人日本フィルハーモニー交響楽団 会長 (現任)

※ 当社は、平井 俊邦氏が会長を務める公益財団法人日本フィルハーモニー交響楽団に寄付を行っておりますが、その規模、性質等に照らして、独立委員としての独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。

同氏と当社との間にはその他の取引関係及び特別の利害関係はありません。

中村 直人（なかむら なおと）

【略歴】

1960年生

1982年10月 司法試験合格

1983年 3月 一橋大学法学部 卒業

1985年 4月 司法研修所 卒業

第二東京弁護士会登録、森綜合法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業） 所属

1998年 4月 日比谷パーク法律事務所開設、パートナー

2003年 2月 中村直人法律事務所開設（現 中村・角田・松本法律事務所）、パートナー

2023年 4月 中村法律事務所開設（現任）

2025年 6月 JFEホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）

※ 中村 直人氏と当社との間には取引関係及び特別の利害関係はありません。

以 上

株式のご案内

事業年度	7月21日から翌年7月20日まで
定時株主総会	毎年10月開催
基準日	定時株主総会・期末配当金 毎年7月20日
単元株式数	100株
株主名簿管理人及び特別口座の 口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(郵便物送付先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	 0120-782-031
(インターネットホームページURL)	https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/

【株式に関する住所変更等のお届出及びご照会について】

証券会社に口座を開設されている株主様は、住所変更等のお届出及びご照会は、口座のある証券会社宛にお願いいたします。
証券会社に口座を開設されていない株主様は、上記の電話照会先にご連絡ください。

公告方法	電子公告により行います。 https://www.uchida.co.jp/company/ir/library/ ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。
上場証券取引所	東京証券取引所

株主総会会場ご案内図

会場

東京都中央区日本橋
茅場町三丁目2番10号
鉄鋼会館 8階 801号室

交通のご案内

東京メトロ東西線「茅場町駅」

12番出口より徒歩約5分

東京メトロ日比谷線「茅場町駅」

1番・2番出口より徒歩約5分

東京メトロ日比谷線「八丁堀駅」

A5番出口より徒歩約5分

J R京葉線「八丁堀駅」

B1番出口より徒歩約8分

J R「東京駅」

八重洲口より徒歩約15分



※ 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

